

婦人少年者



◆ 婦人少年局設置十周年記念号

9

1957

婦人少年協会



→ 昭和23年5月東京都小金井の浴恩館における第一回婦人少年局職員研修会の記念写真（中央が山川局長）



↑ 第七回婦人週間全国婦人会議にてあいさつする藤田局長（昭和30年4月）



← 第五回働く年少者の保護運動中央大会で保利大臣より大臣賞を受ける入選者（昭和26年）



婦人少年局
1957.7.13

＜特集＞

婦人と年少者 五巻九号 目次

婦人少年局の十年……平林たい子 2
婦人少年局とわたし……伊藤 昇 8

座談会

婦人少年局創設三十周年にあたり
三代の局長にきく……谷野せつ
(司会) 江上フジ 6
山川 菊栄
藤田 たき

婦人少年局十年の歩み……婦人少年局 16

婦人団体の最近の傾向とその在方についての私見……三井為友 24

資料室
婦人問題専門家会議の開催について……5

婦人少年局に関する資料……26

婦人団体の現状……30

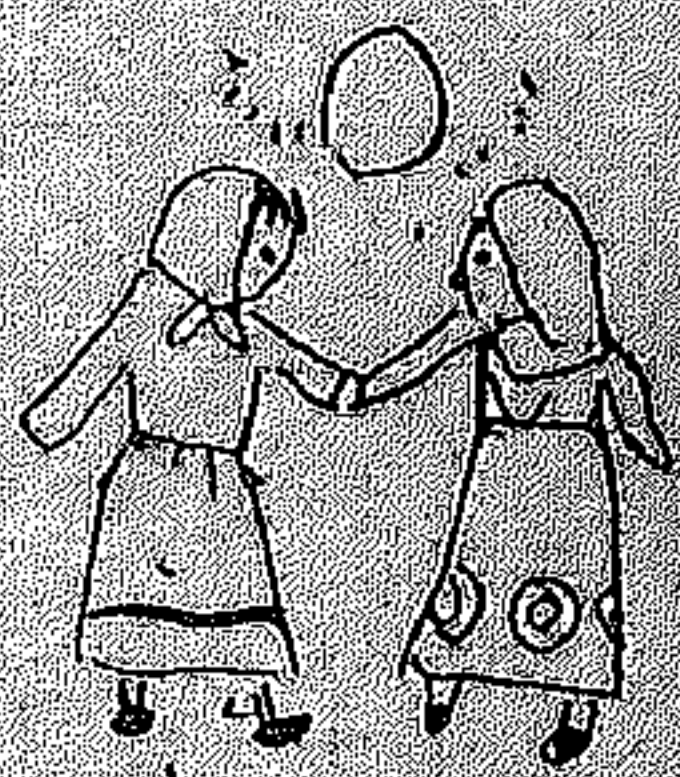
婦人界の動き(六・七月)……32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与……表紙の8

婦人少年局のアルバムより(写真)……表紙の8

婦人少年局ニュース……表紙の8

表紙
麻・カント……甲斐仁代・緑谷政義



婦人少年局の十年

平林 たい子

婦人少年局

婦人少年局十年の歴史を思うと、細い灯火が風に吹かれながら、あちちら灯つてゐる姿を連想せすにはいられない。初代局長の山川菊栄さんは、教養の点でも信念の点でもこの上ない基礎確立者であつた。が一方は僅かな予算にはばまれ、他方では由領軍の圧力をうけて、最初から、悪戦苦闘だつた。ボスターの一枚の構図にすら由領軍の指図をうけて、画家が司令部に何度も足ふみするやうな事態に山川さんが唇を噛んで居られるのをたびたび見受けた。それに、草創時代には仕事の専門家を得ることも困難で、婦人官吏の出現は、婦人運動の宿願であつたにもかかわらず、山川さんに現実暴露の悲哀をお味わせしたと思う。しかし、まもなく曲りなりにも、地方に婦人少年室ができ、局の人々も仕事になれるにしたがつて、街や工場にのり出すことも板について、圧倒的に地域信頼をうけた。また、地方の婦人少年室の充実で我園はじめての統計がたぐさんつくられた。「婦人の日」をつくつたのも、山川さんの創案であるが、今後はともかく、草創の十年間にこの記念日ははたした役割は大きい。婦人少年局は「婦人の日」とともにここまで学んで来たのである。

二代目の藤田局長が、売春禁止法制定と売春絶滅に集中的に力を入れたことも、十年史の中で大書すべきことである。幸いに世論の擁護があつてこの集中攻撃は成功した。それから、藤田局長の末期ころ立案された家事サービス補導は、谷野局長時代に実現されて、すでに去年の十月

から東京では店ひらきしてゐる。中年婦人の就職難緩和の方法としては、微温的であるけれども、といつて、こういう方法をすてても今のところ他に途はない。

谷野さんの時代になると、二代の経験がものをいって婦人少年局の仕事は板について来た。はじめの頃、地方の婦人少年室がとび出して指導したやうな仕事はだんだん民間に移されて、そこにできた時間で、調査の仕事などを充実するようになった。

婦人少年局は、初期の啓蒙的な仕事を終えて次の仕事にうつるときに際している。「婦人の日」のやり方などについても考えるときが来ている。

しかし、こういう「地味」な時代が来たために、保守政党の力針の中に巻き込まれて十年の歴史を見失う危険もある。婦人少年局は労働省の中でも、ある独立性をもつて婦人の味方になつて来たのが伝統である。この伝統をまもることは、歴代の局長の任務である。

婦人運動から入つて来られたのでない谷野局長は他面役所の機構に明るく、この特長をもつた方だから、板についていた独自の方法でこの伝統を生かされるものと期待してゐる。幸い、熊前相は婦人問題の世論を重んぜられる方らしいから、谷野局長はどうぞ率直に意見を述べ立ててほしい。立案の部門の活躍も大いに期待する。

(作家・本会会長・前婦人少年問題審議会会長)



「婦人少年局」とわたし

伊藤 昇

一 なんでも十年とは……

昭和三十三年の今年は、敗戦後の日本にとつて、一つの記念になる年だと思ひます。それは、昭和二十二年に、わたしに関係深いいろいろの法律が相次いでできて、それによつて、戦前と、戦後の、わたしたちの生活が、大きく変ることになつてから、ちょうど十年になるからです。

まず「日本国憲法」が、その年の五月三日施行されてゐます。平和国家、民主国家、そして男女平等のもとに、人権がまもられることになつたわけですね。

それに基づいて、教育基本法、学校教育法が三月三十一日公布され、四月一日から施行されました。ここに六三義務制という画期的な新教育がスタートしたのです。ついでといつてはいけません、児童福祉法ができたのも、やはりその年の十二月で、翌年一月一日から施行されてゐます。

そういう意味で、今年は「なんでも十年」の年に当ります。「十年一昔」という言葉があるように、一応「十周年記念」のことが考えられてよいのですが、ここに注目されるのは、政府が少しも、そういうことに熱心にならないことです。憲法十周年は、民間の「憲法擁護連盟」が、学者、知識人たちと促つただけで、政府も一度は企画しましたが、どこ

からか横槍がはいつて、憲法は祝われなすすみません。

教育関係でも、ほとんど同じです。民間の方では校長会や、PTAなどで、十周年の記念事業や反省をしてゐますが、政府の方では、なんとか「新教育」を、むかしにかえすやうなことを、考えているようです。

そこに、敗戦後十年の日本の姿があるわけですが、もう一つ、十年前の九月一日に、「労働省」が誕生したことは、日本の民主化、近代化という意味から、忘れることのできないことでした。その日に「労働基準法」が施行され、労働省の内には「婦人少年局」という当時の日本人には、全く耳新しいお役所も生まれたのでした。

ですから、労働大臣主催で、十周年記念のパーティが、帝国ホテルに開かれたのは、まことに結構なのですが、はたして、今日の労働行政は、祝うに値するかどうかといふことになると、一体どういふことになるのでしょうか。

二 お役所の「離れ座敷」……

労働省は、少くとも、労働者権の確立、労働者の生活の向上、労働組合の健全な発達のために、あらゆるサービスを提供する役所として華々しくスタートしたと思ひます。十周年記念の祝賀でも、石田労働相は「サービス」を忘れない意味のことを述べていましたが、十年前のサービスと、このころのサービスとは、いささかその内容が異つてゐるのではな

いではないか。
それは、労働行政そのものの批判となつて、別の機会に待たなければなりません。ここでは、「婦人少年局」の十年の歩みをたどつてなることにしましょう。

初代山川局長は、創生期の婦人少年局のために、苦しい経費を積んで、昭和三十六年の夏に、勇退しています。その退任の言葉で、「民間の民主的勢力が余りにも弱い」ことを嘆いたのは、日本の平和問題を憂へて、日本そのものが、大きく回転する姿を、鋭く指摘しているかのようでした。

そのことは、また、二代目局長になつた藤田女史の就任の言葉にも、うかがわれます。「労働基準法を改悪しない」という条件つきで、三度目にワンとついた」というのでした。藤田女史は、婦人少年局の開設のときから、しばしば局長就任の話をうけていたようです。そして、新しい役所が誕生して、四年たつたかたになつたに、早くも「労働基準法」そのものが、改正とか、改悪とかさわがれていたわけですから、それはまた「憲法改正」の語と、ほぼ平行してでたことを、改めて思いださず。
「労働法」が「日本の実情にそわない」というだけでありません。労働省という「お役所」そのものも不要だという声さえ、しきりに聞こえていました。それは「行政機構改革」という名の政治でして、労働省と厚生省をいっしょにするという考えです。

そこまですぐなくとも、少くとも、労働省の「婦人少年局」は、厚生省の「児童局」にくつつけてしまふという声が、しきりに出ました。新任の藤田局長は、いきなりこの困難な事態に、当面しなければならませんでした。そのころの藤田さんや、田中婦人局長は、公務員としてのギリギリの線で、よく動いたと思います。
けれども、ほんとうに、婦人少年局を守つたのは、やはり多くの婦人団体だつたでしょう。神近市子、市川房枝、深尾須磨子といった人々は、婦人議員たちといっしょになつて、街頭にまで立つて、婦人少年局の廃止に反対したのでした。このことを、いま思いだしてみますと、もしあのとき「婦人少年局」がなくなつていたら、いまいる婦人労働、少年労働

側の問題がどうなつていたかと、ヒヤリとするようなことも、あつたのではないではないか。

「婦人少年局」は、たいした仕事をしていないという見方も、それはむしろ十年の歴史が歩いてきていないので、当然あるにはちがいないのですが、それが、もしも廃止された場合を考えると、この「婦人」「少年」という文字が、行政官庁の「離れ座敷」にでも、とにかく「在る」ということが、大切なように思ひます。
「離れ座敷」という言葉を、あえて使いました。それは、大手町の労働省の建物にあつても、横の入口から入る別館だということだけではありません。そこでやつてゐる本當の仕事が、まだまだ正當には、社会から、評価されていないのではないかと意味なのです。

三 「婦人子供専用車」から……

昭和二十四年から、「婦人週間」をやつていました。これが、世間的には、いちはん知られてゐるかもしれませんが、それだけに、批判とか、議論も多いわけですが、すでに、春の年中行事にもなつてしまふし、その果たしてきた「啓蒙」の仕事は、認められてよいでしょう。

この「婦人週間」のこれまでのスローガンや、運動目標のうつり変りにも、労働省というが、政府の考え方が、いくらかうかがわれるのは、やむをえないことです。それだけに、もうこの辺で「天下り週間」はやめてよいという声もないではありません。けれども、一口に「婦人」といつても、いろいろの層があるわけで、民間の婦人団体が、自主的にやることも必要です。『母親大会』だろが、「働く婦人の集い」、それに「農村婦人の学習」などとともに、春の「婦人週間」には、また別の層の婦人が参加して、いまのところ、あまり弊害があるとは思われません。

それに、「婦人週間」の「つくり」は、なんといつても、これがマ

ス・コミ、とくに、ラジオによつて、全国に關心をもたれる点にあるでしょう。わたしも、ある年の助言者になつて、その關心の広さに驚いたことがあります。

それはそれとして、より大切なことは、マス・コミにのらないジミな仕事、実は「婦人少年局」の本當の仕事だということです。
そのことで、いつも感心していることは、少い予算と、少い人数で（開設当時の約半分と聞いています）、よくもつくるものだと思うのは、いろいろの統計と資料です。わたしは、あえていいのですが、この十年の「婦人少年局」の仕事は、「離れ座敷」の沈黙の研究にあつたかと思ふのです。

ただ、残念なことは、いままでは、その資料や、統計が、十分に、生きて使われなかつたということです。その貴重な研究の上に立つて、労働行政なり、啓蒙なり、婦人労働、少年労働の保護なり、さまざまな仕事が始まらなければならぬでしょう。それは、国内だけでなく、む

しろ、国際的関連において、ほんとうに「近代日本」をつくるために、必要欠くことのできない仕事だと思ひます。そこに、就任三年目を迎えた谷野局長の任務があり、またその方向へのスタートは、すでに見えてゐるかと、わたしは考えています。

とにかく、婦人や年少者の人権が認められ、大目にされなければならぬといふので、「婦人少年局」は誕生したはずですが、それが、大目にされないような事実があつたら、その力に抵抗し、それを取り除かなければならぬでしょう。そういう角度から、わたしは、教育の上でも、労働の問題でも、婦人と子どもを考へていきます。そこで、わたしの書くものは、どうしても「婦人子ども」に、かたよるようです。ですから、わたしの子どもは、私のことを「婦人子供専用車」と申します。

弱い者も生きられる社会をつくるために、「婦人少年局」のこれからの十年に、やはり期待をしたいと思ひます。

（朝日新聞論説委員）
婦人少年問題審議会委員

婦人問題専門家会議の開催

婦人問題専門家会議

開催要綱

一、趣旨

戦後の民主化政策によつて、特に強化された婦人行政も十年を経た今日、婦人問題の諸相ならびに今後の方向についてそれぞれの専門的分野から多角的に分析検討を加へることは、社会の発展を期するうえに重要な意義をもつものと考えられる。

ここに労働省設置十周年を記念して社会一般の婦人問題への理解と關心を一層喚起すためこの会議を開催す

二、名称

婦人問題専門家会議

「婦人は何を期待されてゐるか」

三、主催

労働省

四、期日 九月二十六日、二十七日、二十八日の三日間

五、開催場所

産経会館（千代田区大手町一〇三）

六、会議の構成

会議は主催者が委嘱した各界の専門家十五名をもつて構成し、次の三部門について研究討論を行う。

○ 家庭の幸福のために

○ 経済の発展のために

○ 市民生活の向上のために

七、会議の内容

今日の社会は婦人に何を期待するが

について各分野から分析検討する。

すなわち社会における家庭の機能を

一層充実し、経済の発展を期し、さ

らに市民生活の向上をはかるための

当面する課題を検討し、その関連に

おいて婦人が期待されてゐる役割を

明らかにする。

婦人問題専門家会議構成員名簿

（座長）

「家庭の幸福のために」

早大教授 今 和次郎

人口問題研究所所長 館 裕

早大教授 成 能通

早大教授 平 井信義

教育大助教授 唐沢富太郎

「経済の発展のために」

東大助教授 有 沢 広 巳

経済企画庁調査局長 金子 美 雄

東大教授 大 内 力

国民経済研究會理事長 稲 葉 秀 三

東大教授 原 島 進

「市民生活の向上のために」

早大教授 坂 西 志 保

お茶の水大教授 堀 山 政 道

早大教授 林 謙

早大教授 和 達 清 夫

早大教授 三 井 為 友



谷野 兵衛

労働に関する資料がほしい、という手紙をよつたのです。そのころウイメンズ・ビューローができて、すぐ連絡してその資料の送り先のリストの中に、私の名を入れて下すつたので、それからずつと太平洋戦争の始まるまでキチンと送つて下さつて、一九四一年十二月八日のあつて最後の一回が来ました。それつきり戦争で絶えましたが、とにかく二十年あまり続いて、非常に有益でした。その資料を見るにつけ、同じ問題について日本はどうかという、日本では何にも調査資料がないでしよう。実に残念に思つておりました。外国のことがわかつて足もとの自分の国のことが分らないのですから……こんなわけで私は婦人局の仕事はおもしろいと思つて簡単にひきうけたのです。

江上 そのころ、婦人労働課長が谷野さんで、年少労働課長が堀秀夫さんで、婦人課長が新妻イトさんでした。竹橋の庁舎で、ちよつとかわいそうなような建物でした。

谷野 兵衛のあとでした。さう、お部屋のまわりを鏡をかける鏡座がそのまゝ残つていました。一課が一部屋ずつとれないで、二部屋に分かれたり、ことに婦人課なんかひどい部屋に入れられていました。

最初手をつけたこと

江上 婦人少年局ができてからは藤田

先生もチヨクチヨク外からお手紙にいらしてました。山川先生が局長として一番先になすつたことはどういふことですか。

山川 基準法ができたはじめに一番めんどつたのが女の沖仲仕の問題でした。北陸から東北の沿岸で、男が戦争に行つた留守、女がかつて米俵をかついで船に運んだ。それが米一俵十六貫ですから重量物の制限にひつかかるのです。それで、これは半年の猶予期間をおいて、ほかの仕事を休めて、めさせることになつた。ところが、たいへんな反対で、一体どうしてくれるんだ、というさわざです。それより前には、私は知りませんでしたけれども、婦人の境内労働をやめさせるのがたいへんな問題で、共産党が来て盛り込んだりしたそうです。けれどもこういう問題は原則的な立場から考へて、個人の利害にこだわらずに断行する必要がある、一時は憎まれても恨まれても譲るべきではないと思ひました。婦人労働保護の根本的な原則、それから世界の大部分からいって、基準法をまげるくらいなら労働省も婦人少年局も必要はない、こう私は思ひました。……基準局や労働組合の男の人や何べんもわざわざ新潟から陳情に來まして、おし

すが、この点はどうお考えですか。

山川 私は特異であることがまちがひていて、おもしろい。というのは、そういうことは確かにほかから未解放部落の扱いを受けていることになるんじゃないかと思ひます。その結果、他局との人事の交流も殆んどありません。ほんとうは婦人少年局の女の人ももつと婦人少年局以外の局に行つて働く機会を与えられなければだめです。さうしたらデモクラティックな婦人少年局の空気が労働省全体を支配するようになるんじゃないかと思ひます。最初大臣の米澤さんは、労働者のためのサービス省だと説明して出されたのです。ほんとにさうなら、女の人には婦人少年局以外ではサービスさせないというのをおかしなことです。

藤田 私はその点、考え方がちよつと違います。婦人少年局が特異な存在だといふことは、ある意味においては、それが一つの特徴だと思ひます。もちろんさつき山川先生がおつしやつたように婦人少年局の人がほとんどほかと交流することができたならいいが、私もほんとにさう思ひます。たとへば婦人少年局のほかに、基準局長とか、労働局長とか、みんなやれるようになっていきたらよかつた。それはとにかく、これは婦人少年局の言ふことだから、まあまあといふような空気はありましたね。

江上 山川先生は、婦人少年局があるという点についてはいいけれども、その局



江上 婦人少年局の歴代局長を女性にしているのは世間じやお役所の人事として

の市の仕事はあまり専門化したり、あるいは、特別の場所として取扱われることを反対されたのです。

山川 つまり女をあそこだけに押し込めてしまつて、ほかでは活動させないことがまちがひつていふのです。

藤田 それはいいけないですよ。私もそれは同じです。

ういふ資料がなくて、労働中のとくはよくわからないというお話をした。

藤田 山川先生が四年間やつていらして、ずいぶん資料を整えていたのだと思いますけれども、私が局長になつてから一、二所懸命統計のための予算をとろうと思つて大蔵省に説明に行つたことがあります。ちよつと私、今おつしやつたことを言つたのですけれども、戦前はもろろん、戦後も日本の婦人労働、日本の婦人の地位というものについて幾ら資料を得ようと思つても得られないし、外国からお客様が来て、「日本のことはどうなつていふ？」と聞かれても、全然統計がなかつたのが、とにかく婦人少年局ができて、だんだん統計資料ができてきた、これほど重要なことはいないから、ぜひ調査統計のためのお金をいただきたい、と言つたら、大蔵省の人は笑ひながら、「そんなに整つたら、もういいじゃないか」といつて、笑つたことがあるのです。私は「婦人少年局の大事な仕事の一つはそれなんだから……」ということと言ひましたが、ほんとに婦人少年局の一つの功績は、婦人に関する資料を持つようになった、ということですね。

江上 私も最初から各省から出されるいろんな資料の中で一番行き届いてゐるのは、婦人少年局の資料だと思ひます。非常にわかりやすいです。今も特異の存在だといふように世間でも見えていて、中에서도思ひつてゐるやうで

まには女の人たちが多勢で泣きだして、私たちが、この仕事を奪われたら害者かパンパンになるほかにないといふのです。けれど、それはまた別問題です。できるだけほかの職業を心配してあげるといふことにして、とにかく半年の期限を延ばすことは絶対に認めないといふことにしました。私たちがはこんでくぐらう何でもない、一俵かつけないで百姓はできません、あなた方はわけて違ふ、といつて、私たちがさもせいたくをしていける意気者のように言ひましたね。実のところ背後には女子の低賃金に未練のある雇主が、御用組合をそのかしておどらせたのもあります。

江上 戦争中の考え方が残つていたのです。私、最近あるところで、「泊る場所がない」と言ひましたら、男の人の中から「戦争中のことを思へば、どんな場所でもしんぼうしなければ……」といふのです。私は戦後十二年たつてまだ、こんなことをいつて、安眠のできないような場所を寝ることを、むしろ非常

にいいことのように言つた人があつたので、がく然としたのです。

山川 ちよつと今の売春禁止法と同じですよ。あれをやめさせられたらどうして食つていくか、という問題です。その後秋田のかたにききましたら、あんな問題はない、あんな問題はない、あんな問題は機械化されてしまつて、それに、戦地に行つていた男の人も帰つてきたし、みんな

婦人少年局

ついでに、私は男女差別待遇の最もはなだしいときに役人生活をしてまいりました。やつと婦人少年局ができて、そうして局長も婦人少年局なるがゆえに婦人がふさわしい。課長も婦人のほうがいいというので、山川先生の下で、初めて思いがけなく課長になったわけなんですけれども、今の時代の若い人は、婦人ということに制限されなくて、公務員であれば公務員試験を受けてどんどん男の働いている局や課に入っていく。そうして男と一緒に仕事の経験をしていけばだんだんそういう地位を得られるような人が出てくるんじゃないか。だから婦人少年局だけに制限して考えないで、若い人がどんな方へいらしてくださると思うんです。

山川 ところで行くといつても、先方はとらないでしょう。男の方で女の方は自分たちの出世のじやまになるから、なるべく婦人少年局に追いこもうとしていくというのが定評ですよ。私、基準局のようなところには、役人ずれのしてい、そして経営者なんかとも関係のない谷野さんのような頑固な人を局長に据えてみたいと思いますよ。(笑)

江上 全国ではいぶん基準局長さんもたくさんいらつしやるんですから、その何分の一かは女の局長さんを置くといいでいいですね。

藤田 三代目の谷野さんは労働行政に通じているしやる人だから、基準局長は労働組の婦人部の人たちも婦人団体の人たちも、大げさに言えば、日本中の人がちが支持して下さったので、あのとき、私は勤め良かったと思うのですよ。あの意味においては、婦人少年局というものの存在を今まで知らなかった人の中にも、存在を知らせるのに役だつたと思います。ただ思い返して一番つらかったのは、せつかく山川先生ががんばって下さったのを受け継いで、それをなくしてしまつたり、人員を減らしてしまつたり、たいへんだ、と思つたのです。それが一番の苦勞だつたのと、それから、初めには、私は山川先生よりもつと役人というものを知らなかつたので、ずいぶん教えられました。私、今つくづくと思いますのは、日本の役所のあまいう機構の中の局長というものはだれにでも勤まるんだな、ということですよ。全然知らなくとも、一通りのことなら勤まる。だからといって、今後の役人があれでいいかどうかというところは、また別ですが。

江上 婦人少年局がなくなるとか、小さくなるということ、結果的には一般の認識を高めた、ということになるのです。あのころでは、ほんとうに案外はかばたことが当然のように行われていた。事実上は、婦人局長が、

江上 私もそれを非常に期待していましたが、このことは未だに問題で、遺族問題が最も深刻な時代で、職業と同時に内職問題が切実で、婦人課でそれを取上げようとしたら婦人労働課で、これは労働問題だから婦人労働課で取上げるといふなわばり問題になりました。私は当然両方で協力してやるべきだと思いましたが司令部でも労働課が強く婦人課にはさせないという。官庁のセクショナリズムには手をやきました。この問題に限らず、三課共同で計画もたて、仕事もやつた方がいいことがいくつもあります。

藤田 アメリカの婦人局は事務は縦割りなんです。日本の婦人少年局には課があつて、その一つの課で調査活動も、宣伝活動もやる。たとえばボスター一つにしたつて、各課で別々に作つていく。エネルギーと時間の損失だと思つてはくれども、そういうことはだんだんかわつていくのじやないかと思うのです。

山川 私はなかなかかわらないと思つた。アメリカの官僚主義なわばり主義も相当なもので、司令部の中でゴタゴタしてたじやありませんか。政治の機構が変り、ほんとに民主的な社会にならずに、末端だけひとりにかかわるはずがありません。

江上 御案内があつて、婦人課の方の会議に行く。ところがそれと婦人労働課の会と、時期的にも時間的にも重複し

山川 婦人少年局の中で、婦人課は先例がなく何をしたいかわからない。あのころは未だに問題で、遺族問題が最も深刻な時代で、職業と同時に内職問題が切実で、婦人課でそれを取上げようとしたら婦人労働課で、これは労働問題だから婦人労働課で取上げるといふなわばり問題になりました。私は当然両方で協力してやるべきだと思いましたが司令部でも労働課が強く婦人課にはさせないという。官庁のセクショナリズムには手をやきました。この問題に限らず、三課共同で計画もたて、仕事もやつた方がいいことがいくつもあります。

藤田 アメリカの婦人局は事務は縦割りなんです。日本の婦人少年局には課があつて、その一つの課で調査活動も、宣伝活動もやる。たとえばボスター一つにしたつて、各課で別々に作つていく。エネルギーと時間の損失だと思つてはくれども、そういうことはだんだんかわつていくのじやないかと思うのです。

山川 私はなかなかかわらないと思つた。アメリカの官僚主義なわばり主義も相当なもので、司令部の中でゴタゴタしてたじやありませんか。政治の機構が変り、ほんとに民主的な社会にならずに、末端だけひとりにかかわるはずがありません。

江上 御案内があつて、婦人課の方の会議に行く。ところがそれと婦人労働課の会と、時期的にも時間的にも重複し



は労働組の婦人部の人たちも婦人団体の人たちも、大げさに言えば、日本中の人が

婦人少年局

ちが支持して下さったので、あのとき、私は勤め良かったと思うのですよ。あの意味においては、婦人少年局というものの存在を今まで知らなかった人の中にも、存在を知らせるのに役だつたと思います。ただ思い返して一番つらかったのは、せつかく山川先生ががんばって下さったのを受け継いで、それをなくしてしまつたり、人員を減らしてしまつたり、たいへんだ、と思つたのです。それが一番の苦勞だつたのと、それから、初めには、私は山川先生よりもつと役人というものを知らなかつたので、ずいぶん教えられました。私、今つくづくと思いますのは、日本の役所のあまいう機構の中の局長というものはだれにでも勤まるんだな、ということですよ。全然知らなくとも、一通りのことなら勤まる。だからといって、今後の役人があれでいいかどうかというところは、また別ですが。

江上 婦人少年局がなくなるとか、小さくなるということ、結果的には一般の認識を高めた、ということになるのです。あのころでは、ほんとうに案外はかばたことが当然のように行われていた。事実上は、婦人局長が、

江上 私もそれを非常に期待していましたが、このことは未だに問題で、遺族問題が最も深刻な時代で、職業と同時に内職問題が切実で、婦人課でそれを取上げようとしたら婦人労働課で、これは労働問題だから婦人労働課で取上げるといふなわばり問題になりました。私は当然両方で協力してやるべきだと思いましたが司令部でも労働課が強く婦人課にはさせないという。官庁のセクショナリズムには手をやきました。この問題に限らず、三課共同で計画もたて、仕事もやつた方がいいことがいくつもあります。

藤田 アメリカの婦人局は事務は縦割りなんです。日本の婦人少年局には課があつて、その一つの課で調査活動も、宣伝活動もやる。たとえばボスター一つにしたつて、各課で別々に作つていく。エネルギーと時間の損失だと思つてはくれども、そういうことはだんだんかわつていくのじやないかと思うのです。

山川 私はなかなかかわらないと思つた。アメリカの官僚主義なわばり主義も相当なもので、司令部の中でゴタゴタしてたじやありませんか。政治の機構が変り、ほんとに民主的な社会にならずに、末端だけひとりにかかわるはずがありません。

江上 御案内があつて、婦人課の方の会議に行く。ところがそれと婦人労働課の会と、時期的にも時間的にも重複し

山川 婦人少年局の中で、婦人課は先例がなく何をしたいかわからない。あのころは未だに問題で、遺族問題が最も深刻な時代で、職業と同時に内職問題が切実で、婦人課でそれを取上げようとしたら婦人労働課で、これは労働問題だから婦人労働課で取上げるといふなわばり問題になりました。私は当然両方で協力してやるべきだと思いましたが司令部でも労働課が強く婦人課にはさせないという。官庁のセクショナリズムには手をやきました。この問題に限らず、三課共同で計画もたて、仕事もやつた方がいいことがいくつもあります。

藤田 アメリカの婦人局は事務は縦割りなんです。日本の婦人少年局には課があつて、その一つの課で調査活動も、宣伝活動もやる。たとえばボスター一つにしたつて、各課で別々に作つていく。エネルギーと時間の損失だと思つてはくれども、そういうことはだんだんかわつていくのじやないかと思うのです。

山川 私はなかなかかわらないと思つた。アメリカの官僚主義なわばり主義も相当なもので、司令部の中でゴタゴタしてたじやありませんか。政治の機構が変り、ほんとに民主的な社会にならずに、末端だけひとりにかかわるはずがありません。

江上 御案内があつて、婦人課の方の会議に行く。ところがそれと婦人労働課の会と、時期的にも時間的にも重複し

出しになる方がいいと思うのです。山川、最初は職員を募集してもなかなか来なかつた。いろいろ相談しまして、日教組、国鉄、全通のような全国組合に頼んで職員を募つても手ごたえがなく、逓送局から推薦してくるのになつてゐたが、すいせんされてくるのが男ばかりでした。先方のいいぶんは女性に任事が



江上 何人ですか。

谷野 今、全国で四〇六人しかいないのですけれども、それも一週間に一日半分の予算しかないわけです。ですから、それをバート・タイムという形でお仕事していただくというのですけれど、

大休庵春問題というのは事柄の内容が複雑な問題で、一件が一週間くらいか

る。時間がかかるのに計算に計上された時間数が足りないものですから、どこにも不自由をかけています。厚生省の方と単価は同じなんですけれども、一人当りのサービス時間がうちの方のは全く少なくなっているのです。

江上 みんな女の方ですか。協賛員には男の方がいらつしやるようですね。

谷野 婦人問題相談員は婦人だけで、月のお手当は二千円位しかお礼がでないのです。

藤田 ほとんど毎日出ていらつしやるところもあるでしょう。

谷野 とても熱心に働いて下さいます。中には売春の相談だけじゃなくて、看板書きから資料作りのこと、お茶くみまでやつて下さるところもあります。熱心な方々に対してはあまりにもお手当が少く気の毒に存じます。何とかしてこれを定員化するようにもしていただけないものか、ということが私の今の大きな課題なんです。

藤田 それこそ役所のなわ張りじやないのですけれども、売春問題じゃすいぶん労働省はがんばつたんです。婦人相談員という名前なんかもみんな田中耕英子さんが考えたわけですから、結局組織の上からいつて労働省に限るといふことじやなくなつちやつたのですよ。

江上 それは婦人少年局の仕事が割合に調査啓蒙に重点があるわけでしょう。そこをみると、実際に行政的に配置すると

いうことになる。やはりいい点があるのじやないかしら。

藤田 それよりも労働省の方の売春問題に対する態度というものは、売春婦に陥つた後もただけども、女子就職助成資金などという、ああいう立場、それから人権問題の立場からやつたわけでしょう。ところが、今度のはそうじやない。婦人少年局の女子就職助成資金は、田中さんが一所懸命やつて、毎年々々婦人課で要求したけれども、とれなかつた。ああいうものが通れば、婦人少年局の仕事も幅が出てくるわけですね。

江上 そこで私は思うのですけれども、婦人問題の各省がばらばらに扱っているわけですね。ばらばらでもいいのですが、ここで婦人少年局あたりでまとめ、何かうまくいくような方法はないのですか。

谷野 お役所式なことを言うようになつては、連絡調整といつて、婦人問題については各省で扱っている事柄についても調査を行い、その結果にもとづいて必要な婦人問題対策について各省に申入れしたり、お願いすることが出来る立場に立っているわけですね。けれども婦人問題についてこれを地方行政に移した場合、労働大臣の所管の点から地方の命令系統がとも複雑になつて、折角労働省が企画立案したもので実施しきれないという個々もあるわけですね。そこで婦人少年局で

は調査に基いて、そういう行政上必要な企画を立てますが、労働大臣の所管に属することについては、地方に対して実施していくことが割合にやさしいのですけれども、多少他省に重みがかかる部分に

なると、ほかの省の関係の実施をおまかせする方がかえつて円滑にいくような面もあると思うのです。婦人少年局の扱う婦人問題については、企画的な仕事に主体になつていて、実際の行政の実施について担当する面になると、ずいぶんむずかしい面があつてこまります。

国際的交流の窓口として

江上 婦人少年局の役割として、ここでもう一つ忘れてはならないと思うのは、婦人が国際的に交流する窓口にもなつていくということです。今度藤田先生は国連総会の代表代理という地位におつきになつて、たいへんおめでたいことだと思つていますが、国際的交流という面での機能はどうでしょう。

藤田 婦人少年局の中に別に国際課というものがあるわけじやなくて、婦人課の中に国際係がおかれていて、ただですが、局の中に相当国際事情のわかる人がいたわけですね。ことに婦人少年局ができたときには、アメリカとの関係もずいぶんありましたからね。視野の非常に広い人もいて、婦人の地位委員会とも非常に密接な関係を持つようになつたので、だれでもちろん日本がまだ国連に加入して

わつていなかつたときですから、労働省内の婦人少年局の予算としては、毎年局長がオブザーバーとして行くだけのものはとれましたので、この委員会に出席することが始まりまして、国際的な関係も次第に広くなりました。また東南アジアやその他の各国の方たちが日本に来て、婦人問題のことを知ろうとお思いになる

から、結局資料が婦人少年局にあるもので、結局資料が婦人少年局にいらして、婦人問題を聞くついでにいろいろと日本の事情を聞いていかれるので、だんだん交渉がふえてきたわけなんです。それで今度、谷野さんが婦人の地位委員会の代表におなりになりましたから、ますます関係が密になつていくと思うのです。私思ふのには、婦人の地位委員会だけじやなくて、国連のいろいろな委員会に婦人少年局でしているような問題が、非常に出てくる。たとえば今度の総会でも、世界人権宣言をもつとこまかくして、もつと法的なものにするような国際規約といううなものも審議するらしいのです。それ

れなんか婦人少年局でしていることが、ずいぶん役に立つ。だからそういった意味でも婦人の地位委員会だけじやなくて、国連における仕事の各面に、婦人少年局の今までしていたことが役立つんだと思ふのです。ですから代表だけじゃなくて、随員の中にも加えて下さつて、日本の代表がほんとうにいい仕事ができるようにするために、国際的な仕事というものを

あのとき、藤田さんも御一緒に古田さんに話して下さつたんでした。

年少者のための施策について

江上 年少者の問題があまりでませんでしたが、最後に、最近のこの方面の施策について何かおきかせ下さい。

谷野 今婦人少年局の年少労働課は、特に中小企業の組織のないところに対して、年少労働者の保護のために相当力を入れていくわけです。ことに組織のないような中小企業に対して、室長が巡回できるような、使用者に対して間接的に基準法の施行援助のために勧告できるような仕組みにしたいということ、今予算上の企画を立てているんです。なかなかむずかしいことですが、実現させたいと思つております。それから労働青少年ホームというのを今年は一か所つくることになりました。

藤田 もう名古屋にできたんですか。谷野 いえ、まだこれからです。ああいうものが方々にできてくれば、特にリクリエーションなんかについて、恵まれない人に対して、何かよりどころになるのじやないかと思ひます。

江上 きょうはもう少し話題を掘り込んで婦人問題一般について今後の問題点などをおききたいと思つておりましたが、時間がまいりましたので、この辺で終らせていただきます。どうもほんとうに長い間ありがとうございました。

は、婦人少年局にせびしていただかなくちやならないと思うのです。それに、人員の点なんかで、ずいぶん困りになるでしょう。仕事は忙しくなつちやつて……。

谷野 婦人の地位委員会の代表になつたわけですから、直接の調査依頼なんかも来ますし、それから婦人少年局の役割は、ただ代表であるというだけではなくて、その事の内容について、婦人とか日本一般の社会にわかつてもらつて、世論において、婦人の地位を上げるべく、やつぱり努力していく必要があると思うのです。ですから国際的な婦人地位に関する問題の副釈であるとか、あるいは資料に必要な準備、情報の交換とか、こういった仕事は相当かぶさつてきています。

藤田 国際課というのをつくつたらどうう？

江上 それは私、必要じやないかと思ふのです。

谷野 今度代表になつたわけでしょう。そこでそれに伴う仕事は実際に始まつているからそういう課がほしいと思ふのです。

藤田 代表ということとは別でね。なぜといったら、あれは婦人少年局の職責において代表におなりになつたのじやないでしよう。谷野さんという個人が専門家として入つたのでしよう。

も、日本の婦人問題については婦人少年局が今までずっとやつていて、ことだから、何を聞かれても出せる資料を整えておくために、婦人課でもいいから、調査や統計の予算をとれるはずだと思ひます。

谷野 私はたまたま個人としてですけども、役所の責任機能としては、どなたが代表であつても、婦人の地位に関する資料の提供の責任は果たしていかなければならないでしょう。

江上 そうしておかないと、今度労働省の方でない方がおなりになつた場合に、根無し草になつちやたいへんです。

藤田 アメリカの婦人局なんかじや、資料はほとんど出してありますよ。

江上 そういう組織を今の間に早くつくつておいていただきたいものだと思ひますし、そのためには大いに機を飛ばして予算をとるようによ……。

谷野 どうぞお願いいたします。私、事務的にやりますから……。

藤田 私どもこまかいことはわからなから、婦人少年局からほとんど要求を出して下されば、なおいと思ふのですよ。

江上 私もそう思ひます。谷野さんもそうですし、藤田先生も国際的に活躍なすつたのですけれども、山川先生のように大正八年九年ごろから早く情報を確実に手に入れている方が初代の局長さんにおなりになつたことが、やはり国際

婦人少年局十年の歩み



労働省婦人少年局が労働省設置とともに誕生してから今年の九月で十周年を迎えるので、この十年間に婦人少年局がどのように変化してきたか、また、どのような仕事をしてきたかを概観して、今後の歩みの参考とするために、最近新設された庶務課（旧婦人少年局長書記室の仕事を中心として、再編成された）、婦人労働課、年少労働課、婦人課四課の所掌する行政をここに報告することにした。これはいわば、婦人少年局十年の総決算ともいえるべきもので、この機会に婦人少年行政に関心を持たれる方々にも御一覽いただいで、今後とも大いに御へんたついただいたいと思うのである。

一、庶務課関係業務報告

1、婦人少年局の予算について

昭和二年九月に労働省が設置され、同時に婦人少年局が発足したが、その年度の予算は翌年三月迄の七か月分のため、他の年度との比較は余り意味がない。そこで昭和三年度の予算についていえば、労働省一般会計の予算三十一億七千万円に対し婦人少年局の予算は二千二百万円であり、その比率は〇・六九%になり、昭和三年度は労働省一般会計の予算総額三百三十五億五千万円に対し、婦人少年局の予算は九千七百万円であり、その比率は〇・二九%となる。婦人少年局の昭和二年年度より三年度までの予算総額の推移は次表のとおりである。

年度	予算額
昭和22年	8,015
23年	21,936
24年	30,169
25年	44,267
26年	40,417
27年	47,829
28年	65,992
29年	60,248
30年	69,955
31年	86,285
32年	97,571

次に年度の比較増減の主な点は次のとおりである。

(一) 人件費について

昭和三三年から昭和三〇年までの間に実施された行政整理による定員の減少はあつたが、ベース改訂、昇給、昇格等により逐年増額の一途をたどつてい

(二) 事務費について

昭和三三年より逐年増加しているが、昭和二八年度に婦人少年室補助員制度が設置され、昭和二九年度より補助員一、

〇〇〇名に対する運営費が計上されたので増額になつてい

(三) 事業費について

補助金を除く一般事業費については昭和二五年度が前年度に比し啓蒙活動費で八百万円、調査関係費で五百万円計一千三百万円増額された二千二百六十万円を最高とし、昭和二六年度は前年度に比し啓蒙活動費六百万円、調査関係費百六十万円、計七百六十万円が減少され、その後逐年減額をつづけ、昭和三〇年度の一千八百八十万円が最低となり、昭和三一年度には、売春防止に関する経費六百三十万円、その他七十万円計七百七十万円が増額となり、昭和二五年度予算の八三%まで回復した。しかし地方分については昭和三一年度より昭和二五年度に比較し増加しつつあるが、本省分については昭和二五年度の五八%の現状に過ぎない。

(四) 補助金について

婦人少年局としては昭和二八年度に初めて、「働く婦人の家」設置のために、三分の一補助額八百九十五万円をもつて神奈川、福岡に前記施設が設置された。昭和三〇年度においては、就職に困難な未亡人等の職業対策の一環として東京に家事サービス公共職業補導所、東京・大阪・愛知に内職公共職業補導所が設置され、これらの経費は補助率三分の一で八百万八千四百六十六円である。

2、婦人少年局定員の推移

一 設置以後の十年の増減

婦人少年局は働く婦人及び年少者と更に一般婦人に対する労働保護及び福祉を目的として出発した唯一の婦人による行政官庁である。従つて婦人少年局職員には、初代局長より今日に至る三代現局長まで婦人の局長をむかへ、また一般職員についても一部の男子の職員を除き、本省地方を通じて大半の職員は婦人であり、

婦人少年局定員の推移(単位一人)

年月日	本省定員		地方定員
	前年度と較比	本年定員	
昭和22.9.1		313	0
23.3.31		313	0
24.3.31 1)	-65	248	0
25.3.31 2)	-74	174	0
26.3.31		174	0
27.3.31 3)	-4	170	0
28.3.31 4)	△104	66	104
29.3.31		66	104
30.3.31 5)	-6	60	104
31.3.31		60	104
32.3.31		60	104
32.7.1		60	104

註1) 昭和23.10.1の行政整理による閣議決定の結果、前年度より20%、65名の減員。
2) 嘱託制度廃止による30%、74名の減員。
3) 昭和26.6.30の26年度予算定員4人減員。
4) 本省及び地方婦人少年室別定員設定による。昭和27年度までは本省一本である。△104人は減員でなく地方定員数をあらわす。
5) 昭和30.3.31の本省6人減員は行政整理による減員数。
(昭和32.8.1 調 婦人少年局庶務課人事係)

その定数についての推移をみると前掲の表のとおりである。

三一日以降の定数については、漸く安定をみせているといえる。

婦人少年局十年の歩み

(1) 開設当初の昭和二十二年九月一日の三十三名から、昭和三二年三月三十一日の今日の一六四名という、本省地方を通じての数は約二分の一に減少している。減少の主な原因は行政整理によるものでこの行政整理は、昭和三二年十月一日の閣議決定による二〇%即ち六五名、昭和二十四年三月三十一日では二四八名減員を数えた。また昭和二十四年九月の嘱託制度廃止により三〇%七四名の減員により、昭和三二年三月三十一日現在では一七四名に減員された。

その後、昭和二六年六月三十日による二六年度予算定員四名減員により一七四名より四名を減じ一七〇名になった。この行政整理は二九年度の六名の減員を最後として、現在員一六四名をもつて終末をつけた。したがって、昭和三〇年三月三十一日現在、地方二〇四名と区分された。

その後、発展的機構改革により地方出先職員室が解消し、地方支部局として地方婦人少年室が昭和二七年八月二日にスタートし、旧主任にかわつて室長とこの職名が新たに設けられた。又、定員の上からは本省一本化がこゝで本省六六

以上のような経過をたどつて、現在本省六〇名、地方一〇四名により運営されているが、婦人少年行政の重要性の増大と共に定員増大に対する要望は強いものがある。

3、婦人少年問題審議会

婦人少年問題審議会は、昭和三三年五月大臣決議を以て設置され、二十四年六月「婦人少年問題審議会令」が制定されたもので、労働大臣の諮問に依り、婦人少年問題に関する調査審議し、必要と認められた事項については労働大臣並びに関係行政機関に建議を行うのである。

構成は労働者・使用者・学識経験者の代表三〇名(労働・使代表は同数)の委員よりなり、婦人労働部会、年少労働部会、婦人問題部会の三部会に分かれてい

審議会は設置直後、すなわち昭和三三年六月には第一回総会を開き、同年十月に今日の日売春防止法の基盤ともいえる「売春等処罰法案に対する建議書」を提出している。なお、今日婦人少年局の大きな行務の一つである、家事サービス公共職業補導所の根拠となつてい「未亡人等の職業対策に関する建議」、また最近では「年少労働者の保護福祉に関する建議」等を行い、その活動は顕著なものである。初代会長は藤田たき氏、昭和二五年度からは神近市子氏、昭和二八年平林たい子氏にかわり、現在は山崎しげり氏である。

4、婦人少年室補助員制度の発足

5、庶務課の新設

昭和三二年八月一日、婦人少年局に庶

婦人少年局十年の歩み

事務が新設された。従来、婦人少年局には庶務課がなく組織令の上では庶務関係の事務は婦人労働課の所掌となっていたが、実際は婦人少年局設置以来局長書記室がその全部を取扱つて今日に到つたものである。即ち婦人少年局所掌の事務に關する人事予算の編成及び経理の総括事務をはじめ局内の連絡調整、婦人少年問題審議会に關することを始め、一般庶務的業務全般を扱つていた。

近年更に、全国にわたり一、五〇〇名に上る婦人少年室協働員に關する事務、國費補助により地方自治体が設置經營する「働く婦人の家」の運営指導等、相当の範囲にわたり事務が増加している。

さらに近年、婦人少年室は、次第に行政上の重要性を加え、業務の増大を來たしている。婦人少年局の組織機構を整理強化し、適切な指導を行う必要に迫られていたもので、今回実現をみた庶務課設置は婦人少年局多年の懸案であつた。

又未亡人等の職業対策及び内職従事者に対する総合的援助を目的に昭和三〇年以降内職公共職業補導所・家事サービス公共職業補導所・並びに簡易家事サービス公共職業補導所の設置をみていたが、これらの事務は従来婦人労働課の所掌であつたが、同課は、婦人労働者の保護と福祉の増進を本来の使命としていた立場からみて、これらの施設関係の業務を庶務課に移し、より適切な行政指導を行うこととなつたものである。

二、婦人労働行政の概要

1. 序

婦人は明治の初めから、生産の近代化につれて「家庭から工場へ」の進出をはじめていたが、太平洋戦争中は動員された男子の労働力に肩代りして婦人労働の場面で働き出ている。戦後における婦人の職場進出は前二者の場合とはちがつており、その進展は、あらゆる産業におつて進んでいることが注目される。それは、婦人解放の息吹がめざましく、婦人も職業人としてみずからの才能を社会に貢献しようとする意識がたかまつたこと、戦後の経済生活の必要から婦人も職場に出て働く必要があらなかつたことが主な理由としてあげられる。ここで、職場に働く婦人を中心として十年の推移をみる。昭和二三年度の女子雇用者数三二九万人（雇用者総数中二五・八％）であつたが、三一年には五一五万人（二九・四％）となつており、逐年増加の跡があらか。職場における婦人の割合も、いまでは三人に一人となつていく。

婦人労働者の質についてみると、労働個人別賃金調査によれば、昭和二四年に平均年齢二五・八歳、勤続年数三・二年、昭和二九年の同調査で試算すると平均年齢二五・五歳、勤続年数三・八年といずれもたかくなつていく。既婚者の割合もたかまつてきており、職場に働く婦人は結婚までの腰掛けという社会通念は、もはや実情にそぐなくなつていく。いまでは婦人は職場に深く根をおろして日本経済の発展になくてはならない働き手となつていくことを物語つていく。しかし、戦後の労働の歩みは必ずしも平坦ではなく、その保護と地位の向上をはかるための婦人労働行政もまた多岐多難であつたことはいふまでもない。以下そのあらましを社会経済の動きを基調とした三つの時期にわけて述べてみよう。

2、二三年～二六年

婦人の労働保護について婦人少年局が一般に大きく窓をあけてよびかけたのは、二二年一〇月、労働基準法施行規則試案に關する婦人ばかりの公聴会が最初であつた。労働組合婦人部の代表はもとより、婦人有識者、衆参両院の婦人議員七〇余名によつて、婦人労働保護法規の完璧を期するため、活発な意見の交換が行われていく。

次いで労働基準法の全面実施に伴い、婦人の保護規定に關する陳情や照会が相ついでよせられたので、創設当初はそのための実情調査、資料の蒐集、疑義の解決に集中し、また、労働基準局と協力して問題の解決に手をつくした。いくつもの事例をあげると、男女の賃金差と就業規則の是正について、倍年制の男女差、女子の宿直と日直、女子看守、製糸女子従業員の深夜業、派出所看護婦の労働時間、女子公務員の休日労働、決算事務に従事

がほとんど皆無にひとしいありさまであつたので、まずその方面に主力が注がれた。今日発行されている婦人労働統計資料、海外婦人労働資料等はすでにこの頃創められていくが、わけても婦人労働実態調査は婦人労働に關する基本調査として施策に大きな役割をはたしている（資料二の1参照）。この調査はわが國の主要輸出産業であり、婦人が労働力の大部分をしめていた紡績・製糸の分野から始められたが、婦人の雇用、労働条件、職場施設、労働組合など、婦人労働の実態を総合的に調べることをねらいとして、ひきつづき婦人の多い主要産業または婦人が主體となつて働いている職業分野について実施されていく。

このほか、母性保護の実情、中小企業に働く婦人の特殊事情、当面する婦人労働問題に關する調査、労働基準法の適用外にある家内労働の実情調査にも着手している（資料二の3参照）。

なお、二四年には、労働組合に参加し

婦人少年局十年の歩み

ている婦人の推定組織率が五二％を示している実情にかんがみ、婦人に組合活動の在り方をしらせ、基礎知識を涵養するため、労働組合と婦人、労働協約とは、発言の仕方、討論の方法、働く婦人の権利と義務など初歩的資料を作成、幻灯・映画など視覚資料による啓蒙も行つたが、最近では、中央及び地方婦人少年室毎に、随時労働組合の婦人との懇談会がもたれ、職場や組合にある婦人の問題について活発な意見が述べられている。

経済の変動に伴う臨時の措置としては、経済九原則による均衡予算の実施に伴い、企業整備、人員整理が行われたので、二五年に女子失業者に対する失業対策事業についての要望、日雇女子労働者の乳幼児に対する託児所の取扱について要望がなされ、東京都において学校給食補導員の採用、簡易託児所の設置をみている。また、朝鮮動乱の勃発（二五年六月）によつて、いわゆる「特需」の発生から労働時間の増大が行われたので、婦人の労働時間調整について配慮を行つた。

なお、国際労働機関への復属（二六年）に先立ち、二五年末にはILO組織委員会と代表を派遣したが、二六年以降は加盟國として、国際労働機関の行う婦人労働保護と労働条件の向上についての協力と緊密な連絡をはかるために、意見の提出、資料の交換等を行つており、三一年、境内労働者（婦人）に關する批准を

3、二七年～二九年

前期を、かりに、婦人労働に關する施策の基礎づけの時期とするならば、この期間は、さらに、一定の方向に体系だてられ、拡充された時期ともいえる。

まず、婦人労働に關する基本的な問題または社会・経済のうごき起因として、婦人が当面する労働問題について、施策の方向づけを行うと同時に、労働一般社会に對して問題の所在をしらせるために婦人労働問題研究會が発足したが、その後毎年一定の研究題目をえらび、労働・学識経験者によつて、中央は全国的な視野から、地方は地域の特長性につけて研究を行い、その結果は全国啓蒙運動としてきわめて有効にいかされている。

（婦人労働関係資料一参照）

婦人労働実態調査では、調査結果について各県毎に労働それの懇談会を開催し、労働条件、職場施設、労働管理の改善に直接反響があらわれている。従事者・特に病院看護婦・派出所看護婦・組人組職物・電話交換取扱者・乗合バス女子従業員について著しい効果を収めた。

そのほか、労働科学研究所の協力を得て、婦人労働に關する実態調査が毎年行われていくが、これは労働基準法の女子保護規定について科学的裏付けをえるものである。啓蒙の基礎資料としての女子職場施設の調査、職場における婦人の地位の向上に資するため女子労働職員

に關する調査、ILO組織委員会とおして国際広報資料とするための組織産業における福祉施設の調査など、調査の領域はあらゆる方面にひろげられている。

家内労働については、ほとんどが婦人の手で行われている分野であり、中小企業にあだに散在しているために労働条件も低く、労働基準法の保護をうけていない場合が多いなどのために、かねて婦人労働問題のなかでも重要な課題となつていくところから、二五年以降特定の地域と職種について製造業者・仲介人・家内労働者に關する調査を行つていく。二八年には、小規模企業における家族労働の見地からその実情を調査したが、家内労働保護対策に資するためこの調査は今後もひきつづき行われる予定である。なお次に後述の内職補導所はその一環として設置されたものである。年を遡ると婦人の職場進出がふえていく実情にかんがみ、婦人が有能な職業人として適職分野に伸びていくことを促すために労働・学校・社会一般を対象として例年職業意識をたかめる運動を実施してきたが、その一環として二七年には、「伸びゆく婦人の職業風」を開催、明治初年以來の職業の歴史的発展、戦後における婦人労働の推移と展望の跡を一般に公開し、その資料に基いて幻灯・掛図等を作成、全国各地に配布して、その啓蒙をはかつた。

なお、昭和二七年四月議和条約の発効によつて、社会・経済ともに自主的な政策がなされ、同じく国際労働機関によつて、

(一) 内職公共職業補導所

家庭をはなれて働きにでられない未亡人、主婦、身体障害者等のために、國庫の補助によつて東京、大阪、愛知、神奈川、福岡、兵庫、岡山、長野の八府県に設置されている。

これは二九年以降行われた家庭内職調査における内職者の要望が反映されたもので、内職の所在をひろく調査して内職の便宜をはかるほか、内職情報の提供、内職相談、苦情処理など、従来の内職斡旋機関が手のとどかなかつた総合援助の機能をもつて、画期的な施設といえる。全国的に設置拡充され、所期の成果をあげることが期待されている。

(二) 家事サービス公共職業補導所

未亡人等の職業対策の一環として設置されたもので、同じく国際労働機関によつて、

婦人少年局十年の歩み

東京・大阪の二大都市に設置されている。未亡人等の職業対策は、二八年末から婦人少年問題審議会において審議を重ねていたが、その過程において、五次にわたる未亡人等の雇用に関する調査・通融専門委員会の資料に基づき、二九年労働大臣に提出された建議が実を結んだものである。未亡人等は一般に年齢がたかく、職業技能も乏しいうえに、扶養家族を抱えているなど不利の条件が多く、就職はきわめて困難といわれているが、この施設では未亡人が経てきた家庭の経験をそのまゝいかし、時代の要求とあわせて有能な家政婦として育成し、労働市場で需要の多い家事サービスに従事せしめようとするもので、現在、四回目の補導を実施しており、終了生はそれぞれ、個人家庭や寮などに職場を与えられている。

(三)簡易家事サービス公共職業補導所

婦人の職業対策の「環」として、女子の労働力給源地域である新潟・秋田・山形・長野・鹿児島・五県十ヶ所に設置せられており、中学卒業生を対象として、健康で明るく、都市の家庭に役立つ家事使用人の補導に当たっている。

なお、一般婦人労働関係では、二九年末期から輸出の増加、産米の未曾有の豊作、経済の好転につれて婦人の雇用は五〇〇万に伸び、三二年以上は戦後最高の水準を示しているが、下期における景気の見通しは必ずしも明るいとはいえず、

戦後十年における婦人の問題も戦後十年を越した今日なお資金率の男女差、女子の結婚による就職動向、雇用の増加と母性保護、家内労働対策等複雑な問題が残されており、今後の施策こそ、ますます重要さを加えているとおもわれる。

三、年少労働行政の概要

1、働く年少者保護中央大会

戦後十年にわたる年少労働行政は、労働基準法の公布にひき続いて施行された「女子年少者労働基準規則」の誕生と共にその第一歩を踏み出したといえよう。最低年齢の設定と共に、週期的な証明書制度を始めとして、年少労働者に特殊な保護規定の周知徹底は、何よりもまず着手されなければならないことであつた。

そこで、昭和二十二年十一月には、右規則の施行を契機として、第一回目の「働く年少者保護中央大会」が東京で開催され、その後、例年「働く年少者の保護運動」は、この十一月を期して全国的に展開される運びとなつたのである。この運動も、今年は第十一回目を迎えることになつており、毎年、新たに設けられる運動目標の推進は、働く年少労働者の保護補導の増進に寄与するところが大きかつたことを見逃すわけにはゆかない。

2、労基法の周知のためのPR活動

ともあれ、初期の段階では、年少労働者数の把握、就業状況等基礎的な資料の

収集と法の周知に重点が置かれたことはいうまでもない。

戦後の社会的、経済的混乱を背景として、巷には戦災孤児のほろ落と工場法時代から踏襲されてきた低年齢児童の就業は後を絶たず、労働基準法の定める十五歳未満の年少者は原則として使用することができないとする法の建前との間に大きなギャップが現存していた。又一方、六三制による新しい義務教育体系が確立される途上にあつたため、一応、暫定的には義務教育を修了している児童であれば十四歳以上でも働くことができることとなつていたため、これらに該当しない児童の就業禁止と、これに伴う離職児童の生活保護法の適用による救済措置、修学奨励、或るいは危険有害業務は就業して

○〇人とうたわれないが、約り児童問題等、特殊な年少労働問題は次々と発生し、社会問題として緊急な対策を要請された。そこで、これらの実態調査を行い、問題の存在を明らかにすると共に、その対策の樹立に努力が続けられた。

こうした段階にあつて、徐々にではあるが、労働基準法の認識も高まり、年少労働者の酷使や労働条件にまつわる投書がひびきと、又訴えにくる者もしばしばみられたのが、この頃の状態であつた。広島で母行中の某サーカス団の一青年が、課員も出揃わない朝早く、当課へかけ込み訴えにきたのも昭和三四年の晩春の頃であつた。そして、サーカスに根強く残っている強制労働と封建色の実態を世に問う結果となり、問題視されるに至つた。サーカス業界の圧迫から庇護しなければならなかつたこの青年を追つて、広島から急ぎ上京した当サーカス団長以下数人が乗込んできて、小指を切つて書いたという女の子の血書をつぎつ

の頒布により、広く啓蒙活動を行うと共に、文部、厚生省等関係機関との緊密な連携のいものもとに示連の円滑な推進はかられたことはいふまでもない。

3、特殊な年少労働問題の対策

ところで、昭和二十三年十二月には、戦後初めて世の明るみに出た戦災孤児のいわゆる人身売買事件や、経済的混乱が急増し、特に大都市の街頭にはみだした新開走り、靴磨き、花売り等の街頭年少者、或るいは北海道の渡島支庁管内に五、〇

年少者のいわゆる人身売買事件については関係行政機関の総合的解決策が望ま

れるところから内閣に設置されている中央青少年問題対策協議会に持込み、関係行政機関の総意のもとに対策がねられた。その結果、昭和二十七年二月十四日の次官会議ではその基本的対策要綱が決定され、総合的施策が樹てられるに至つた。

又、街頭年少労働問題も数年に亘る実態調査の後、労働大臣の諮問事項として婦人少年問題審議会にかけられ、答申の結果、児童福祉法の改正によつて一段落をみたのである。

婦人少年局十年の歩み

更に、いか釣り児童問題については、法の適用についての見解が岐れ、殆んど野放し状態におかれていたため、中学生が長欠し或いは京学のまま、いか釣りに出漁するものが多く、しかも漁期における内地船団の影響から、学校で喫煙する等、不良化の傾向がいよいよ高まり、関係者の等しく憂慮するところとなつてい

た。そこで、たまたま司令部の命令もあり、かたがた法適用可否の決定に迫られ、労働基準局と共に現地の視察を行い、法の適用を断定、その保護取締りに努力した。このため、取締機関はいうまでもなく、教育機関、児童福祉機関とも一体となつて、この就労防止と修学奨励、保護者への啓蒙等総合的な対策のもとに努力が傾倒された。そのため数年にして、家庭の事情で止むを得ない数百年の児童の就業に止めることができたのである。

以上のように初期から中期にかけては、特殊な労働問題の解決に努力が集中された観があるが、他方、年少者の比較的多く就業している産業部門の実態を調査し、年少労働行政の基礎的資料を作成すると共に職業指導の側面的援助により、年少者の就業第一歩に誤りならしめるための配慮及び法の運用についての解説通達が逐次なされていく。

昭和二十九年六月には「女子年少者労働基準規則」の大幅な改正が行われ、使用許可手続の簡素化と年少者の危険有害業務の一部が緩和されるに至つた。

更に、いか釣り児童問題については、法の適用についての見解が岐れ、殆んど野放し状態におかれていたため、中学生が長欠し或いは京学のまま、いか釣りに出漁するものが多く、しかも漁期における内地船団の影響から、学校で喫煙する等、不良化の傾向がいよいよ高まり、関係者の等しく憂慮するところとなつてい

た。そこで、たまたま司令部の命令もあり、かたがた法適用可否の決定に迫られ、労働基準局と共に現地の視察を行い、法の適用を断定、その保護取締りに努力した。このため、取締機関はいうまでもなく、教育機関、児童福祉機関とも一体となつて、この就労防止と修学奨励、保護者への啓蒙等総合的な対策のもとに努力が傾倒された。そのため数年にして、家庭の事情で止むを得ない数百年の児童の就業に止めることができたのである。

以上のように初期から中期にかけては、特殊な労働問題の解決に努力が集中された観があるが、他方、年少者の比較的多く就業している産業部門の実態を調査し、年少労働行政の基礎的資料を作成すると共に職業指導の側面的援助により、年少者の就業第一歩に誤りならしめるための配慮及び法の運用についての解説通達が逐次なされていく。

昭和二十九年六月には「女子年少者労働基準規則」の大幅な改正が行われ、使用許可手続の簡素化と年少者の危険有害業務の一部が緩和されるに至つた。

4、中期以後の活動

中期以後の活動

婦人少年局十年の歩み

婦人少年局は十五歳未満の年少者が従来より更に増加していることである。いづれにしても、中学校を卒業して、新しく実社会に巣立つてくる年少労働者はおよそ三年に一回新しく入れ替るものである。しかも心身の発育過程にある年少者である特殊性は永久に年少労働問題として存在し続けることである。年少労働の歴史的發展過程からみても年少労働問題は既に古くして新しい問題といえるものであり、従来から施策してきた諸問題は又、将来に向つて年少労働行政の上に起伏し続けることである。

四、婦人行政の概要

1、一般婦人問題

一般婦人問題に関する業務においては、まず戦後の画期的な改革によつて、世界的水準にまで高められた日本婦人の法制上の地位、および婦人に関係の深い法律や施設についての知識の普及からはじめられた。すなわち、民法をはじめ、教育法、労働法等各種の社会立法に示された男女に平等な権利と義務についての解説書や平易なリーフレット、紙芝居等を作成配布し、あるいは講演、講習会などを開催して、新しい婦人の地位についての認識を深めるとともに、婦人を保護し、その生活を高めるのに役立つ諸制度や施設の紹介につとめた。また、戦後急速に組織化の進んだ婦人団体の指導者のために、団体のあり方や、その民主的な運営をはかる上に必要な議事法の知識の普及にもつとめた。

これは「婦人の地位」や「封建性」について実施し、法律上の地位と婦人の意識の現状との開きの程度を調査し、二六年度には「婦人の市民意識」三〇年度には「婦人の社会的関心」についての世論調査を行つて、社会人としての婦人の意識の実状を把握したが、二四年度の調査結果との比較をみるために、三〇年には同一地域において再び「婦人の地位」について調査した。実施調査の面では、まず二五年度に第一次農村婦人生活実態調査を実施した。この調査は農業の経営形態、村の地理的条件、都市との近隣の程度などを考慮し、山形庄内平野（単作水田地域）、岡山水田地域（二毛作水田地域）、群馬山間部（兼業地帯）、愛知名古屋近郊（商業的蔬菜栽培地帯）の五か村を選定して、（一）村の社会構造および農業経営に占める婦人の位置、（二）家庭における婦人の地位、（三）農村婦人の生活意識、の面から総合的に農村婦人の生活の実態を調査したもので、その結果、それぞれの村の婦人の生活や意識にはかなりの差がみられたが、同じ年に調査した労働者家庭婦人の生活時間調査結果と比較して、いずれも都市の婦人より長時間の激しい労働に従事しているにもかかわらず、婦人の経済力は一般に高く評価されていず、家庭内での発言権や発言力は弱く、その生活は都市の婦人に比べ一層多くの問題を残していることがあきらかにされたので、その後農村婦人に対する啓蒙活動を開始し、積極的にとりあげることとし、毎年農閑期を利用して実施している。農村婦人生活実態調査は三次にわたつて実施し、その

後、山村婦人、漁村婦人についても調査を行い、三一年には大都市、中都市、農村、漁村において主婦の家庭生活実態調査を実施して、都市化の程度による婦人の生活や意識の相違について把握した。このように各層の婦人の生活について調査し、その結果に基づいて婦人の地位を高めるための啓蒙活動を行つてきたが、当初は婦人の意識の向上や実力の涵養など、婦人自身の成長をはかることに重点をおき、さらに一歩すすんで、現在では婦人の力を社会の各方面に役立たせることにより社会の進歩発展をはかつて、一層婦人の地位を高めることにつとめている。

- 第三回 婦人の地位向上のために不眠の努力を続けるとともに、一定期間を設けて集中的に啓蒙活動を行うことがより効果的であると考えられるところから、二四年度には、このための運動期間として「婦人週間」を主催した。これは当時、日本婦人の初の参政権行使の日である四月十日を「婦人の日」として記念することとが婦人団体等によつて提唱され、国会への請願運動なども行われたので、これにこたえる意味もあつて設けられたものである。すでに九回の婦人週行事を実施したので、現在では市販の暦にもその名称が記載されるほどに浸透しているが、この週間の目標も前述の線にそつて次のように推移している。
- 第一回 一、婦人の解放に関する法律の正しい理解
二、婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にする
- 第三回 一、婦人の地位向上のために役立
- 第二回 一、婦人の地位向上を妨げ

3、特殊婦人問題

の会議では、現在の日本は婦人に何を期待するか、すなわち家庭の幸福のために、経済の発展のために、市民生活の向上のために婦人の果たす役割りは何か、そのために社会環境はどのように整備されたらよいか、ということについて、それぞれ分野における専門家によつて研究討議がなされるが、その結果は婦人行政に反映させるとともに、社会一般とくに婦人問題にたずさわる人々の参考にしてほしいと考えている。（本誌五ページ参照）

2、国際連絡

わが国婦人の国際的関心を高め、また諸外国のわが国婦人問題についての認識を深めることは、婦人の地位向上の見地から重要なことと考えられるので、設立当初からその点に留意し、各種資料の作成発行などを行つてきたが、昭和二六年度の講和条約締結を機として、とくに国際係を設けて積極的にこの業務を行うこととした。それ以来、各国政府機関、民間諸団体等との連絡も次第に緊密となり、二七年三月には、ジュネーブで開かれた国際連合の婦人の地位委員会に婦人少年局長が正式オブザーヴァーとしてはじめ出席した。その後毎年婦人少年局長がオブザーヴァーとして出席しているが、諸外国からの婦人有識者の来日も多くなり、その都度婦人課では、関係方面の婦人指導者との間に国際婦人問題懇談会を開催して相互の理解を深めることにつとめた。三一年にはわが国の国際婦人連盟が

現したので、婦人の地位委員会の構成国として立候補した結果、その実現をみ、谷野婦人少年局長が委員として参加することに決定したので、今後ますますこの業務を積極的にすすめることとなる。

また売春問題は、戦前からいろいろの論議をかもしている問題であるが、特に戦後の社会の混乱によつて発生した街頭の横行は、新しい事態として大きくクローズアップされてきた。婦人課では、設置された当初から、婦人の地位の向上の見地に立つて、この問題に関心を払つてきたのであるが、二三年六月、法務府から第二国会に提出された「売春等処罰法案」が審議未了となつたので、発足したばかりの婦人少年問題審議会では、婦人解放の見地からこの法案を審議、労働大臣に建議を行つた。労働省では審議会の意見にさらに付帯意見を加えて、法務総裁あてに回付したが、審議会としては、衆参法務委員会に要望書を提出した。この建議は第四国会に再び法案が提出される予定であつたので、それに備へたのであるが、その程度が法案の準備はな

4、労働者家族問題

労働者家族問題については、二五年度以来、数次にわたる生活実態調査、意見調査などを実施したが、農業、商業、工業など自営業者の場合と異なる種々の問題たとえば働き手である夫の失業、傷病、死亡などの場合の生活問題、扶養の問題などがあることがあきらかにされた。労働者家族の生活を高めるための方策としては、家族の個人的な工夫、努力にまつもの、近隣同士の協同活動が必要とするもの、社会的な解決を要するもの等が考えられるが、その総合的な対策については三〇年度末、婦人少年問題審議会に研究依頼してあり、とくに福祉施設等に恵まれな中小企業労働者家族に対する施策を中心として研究がなされている。なお三一年には中央および地方において労働者家族問題研究会を開催して、労働者、使用者、主婦の三者の立場から問題点の掘起、措置についての意見をまとめて討議を行つた。啓蒙活動は、以上の調査、研究に基づいて二六年度以来行つており、当初は主婦自身に対して問題意識および生活向上のための意欲をもたせることに重点をおいたが、現在は協同活動を促進することにつとめている。本年そのために、杜宅等の集団住宅に居住する労働者の主婦による研究会の開催を企画し、目下各地方において実施中である。

婦人団体最近の傾向とそのあり方についての私見

三井為友

人を主要な成員とする集団をすべて婦人団体と名づけるならば、この中には実に多種多様なものが入ってくる。全国的な団体もあり、地方的な団体もある。成員をふやすことによつて大きくなろうと努力している団体もあるし、むしろ成員をふやすまいとし、現状維持に満足する団体もある。活潑に団体活動をするものもあれば、殆ど何等の活動もしない名目的な団体や、泡沫のように結んではたちまち消えていく団体もある。これらの団体を、その活動の主たる目的から分類すると、およそつぎの四種類くらいになるかと思う。

第一は、趣味・レクリエーションによつて結ばれているものである。生花やお茶の会、観劇、旅行などの会、あるいは、同窓会、同級会などは、みんなこの中に入れてもよいかと思う。これらの団体は、楽しみを求め、同好の同志で集まるといふところに特徴があり、とくに集団の

拡大を求めようとはしないものである。

第二は、政治的な意見を同じくしようとしたり、自分たちの共通のねがいを政治に反映させようという集団であつて、ひろく圧力団体といわれるものである。売春防止法実現のための団体とか、婦人の人権擁護、男女同権の実現などを目的として結成された団体である。ひろく婦人の政治的自覚を高めようと努力する団体も、この中に入れられる。政党の婦人部などというものは、当然最もはつきりした圧力団体である。第三は、経済的な利益の増進を目的とする団体であつて、広い意味での産業団体である。消費の合理化や協同化を考える生活協同組合などは当然これに入れられるし、農協婦人部とか、同業組合婦人部などはこの中の主要なものと言ひうるであらう。女社長会などというものは、もしもそれが経済界における婦人の利益を守ろうとするものであるならば、当然産業団体であるが、一般にはこういうものは趣味・レクリエーションの団体になつていく。労働組合というものは経済産業に関する団体であつて、団体の収入の増加、福利の向上を主目的とするものであるけれども、組合内の婦人部としては、組合としての意見の中に婦人の要求を反映させようとするものであるから、圧力団体と見るべきである。

第四に、政治的な圧力団体でもなく、経済的な産業団体でもないものに、教養団体がある。団体の教養の向上を第一の目的にするものである。これはいわゆる社会教育関係団体と名づ

けられるもので、地域婦人会やPTAなどである。金員の教養の向上を主たる目的としているから、教養講座とか、教養のための講演会などを盛んにひらく。

さいごに、右の四つのどれにも入らないもので、奉仕団体というのがある。日赤奉仕団とか、その他社会奉仕を目的とする団体である。これを第五の分類として、独立した類型の中に入れるという考え方も、誤りとは言えないであらう。しかし私は奉仕を第一目的とするような集団は、民主社会には存在してはならないという見解をとる。非民主的な社会には、奉仕を第一目的とする集団も存在し得たし、またすべての集団を奉仕集団たらしめようとする努力が、為政者の側からつねに繰りかえされた。もしも民主社会に奉仕を主目的とする集団があるとすれば、その集団は決して民主的たり得ないし、また、奉仕をうける対象も、民主的なものとして平等の人権を尊重されているとは言えない。民主社会では、奉仕は第二第三目的たるべきものであり、べつな第一の目的を達成するための奉仕活動でなければならぬと考える。

私は以上のように四つの集団類型を、その集団形成の主目的に従つて分類してみようが、言うまでもなく、これらの各類型は、その第一目的のみを追求するものではない。団体の第二第三の目的として他の類型が第一目的としているものを取り入れてはならないということはない。一時的には主目的として他の類型が第一目的としているものを取り入れてしまふこともある。

地域婦人会が、時としては政治的な圧力団体の性格をになうこともあろうし、同窓会が、教養向上のための活動をすることも当然に起こり得ることである。

婦人と年少者

しかしながら、長期にわたつて、第一目的を捨てて、他の目的を追求するようであるならば、その集団は、集団員の全体討議によつて、集団の性格変更を敢行すべきであると考える。それを実行せずに、ずるずると初期の目的とは異つた目的を追求したり、初期の目的を忘れ去つてしまつたりしているところに、団体の非民主性があると言えるであらう。何のために集団を結成したのかわからないでいる無目的の団体が多く、これが純粹の奉仕団体にさせられたり、他の者に利用されるだけの団体に墮落しているところに、わが国の婦人団体の根本的な弱点があると言えるであらう。

とくに、依然として今でも我が国最大の婦人団体である地域婦人会における目的の忘失は甚しい。多くの地域婦人会は情性の上に成立しているといつても過言ではない。殆んど大部分が名目会員であつて、税金のように会費を納入することだけを任務としている。女とうまれ、この村へ嫁あつて嫁にきたのだから、婦人会の会員にならなかつたら一人前として認めてもらえないというような気がして、何とはなしに会員になつていく。ひどいものになると、入会申込も何もしなくても、嫁してきたとたんに会費を徴集されたといふ会員さえある。年に一回ほど総会にでかけたり、敬老会という奉仕に集つた

り、募金運動に駆り出されたりするけれども、何のためにそれをやるのかを、考えてみることもしない。会長とか近所に住む役員とかへのお義理で持ち出されているにすぎない。

このような名目会員が多数であるために、会は容易に他の者に利用される。とくに政治的に利用されることが多い。もともと政治団体でもなく圧力団体でもないのに、婦人会の会長さんが候補に立つたのだから会長さんに投票しましよという程度である。その会長が婦人の地位を低め、婦人を不幸にする政策をかかげている政党に所属していようと、そんなことは研究してみようともしない。こうして、ボス婦人たちは、会員の無自覚を幸いに公職に当選したりしている次第である。

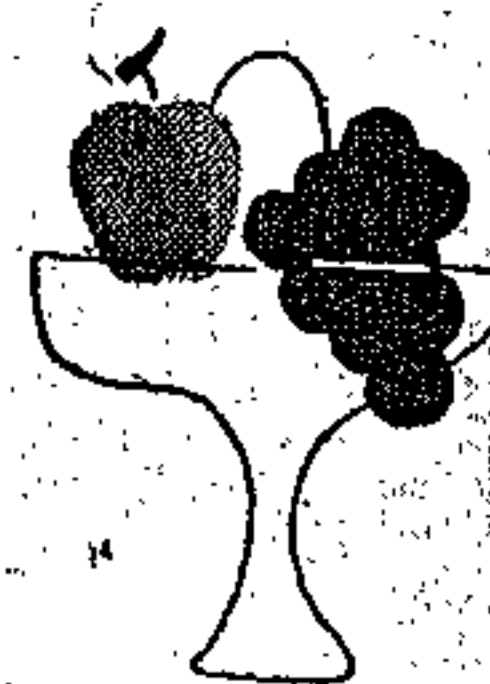
しかしながら最近、地域婦人団体は各方面から急速な変貌を迫られている。一つには日赤奉仕団などという奉仕団体から足を離れられていくこと、また一方農協婦人部という産業団体から、頭の分裂を迫られていること、そして内部的には小集団の学習グループの結成によつて、漸次会員一人一人の自覚が高まつてきていることなどである。

地域婦人会は、急速に自分たちの団体の第一目的が何であるかを考え直す必要に迫られている。これを考え直し、その第一目的を追求する事業へ傾斜することなしには、空中分解する危機にさらされている。そこで、目ざめた婦人会は、幹部から率先して学習のための小グループを結成したり、出来上つている小グループの一

人の平凡ななまことして参加していつたりして、古い無目的婦人会を、学習のための小集団連合に変質させてゆこうと努力している。

しかるに、学習集団を形成している一般会員としての婦人たちよりも、自分は一段と高いところにいる一種高等な人間であると自負している少数の幹部は、学習小集団から遊離しており、この小集団を分派活動であると非難してつぶしかかっている。こういう幹部が、金の運営資金の入手とか、自分に約束される名譽的地位へのやみ取引などで、はつきりと特定政党へ加入し、政党婦人部結成へ踏み切つてきている場合が見られる。この種の幹部は、自分の特権的な地位を維持するために、政党からの資金輸血を得て、無自覚な会員をきゆう合して、旅行、観劇、おみやげの提供など、もつぱら趣味、レクリエーションの目的を追求しつつ、政党婦人部の拡大強化をはかつていくのである。

いわば、地域婦人会が内外上下からゆさぶられて、学習によつて婦人の自覚が高まりはじめると、従来のように簡単に利用団体とすることができないから、はつきりと覆面をぬいで、政党婦人部として、会員の強奪に立ちむかつてきたといふものである。地域婦人会の持つていた地域性と学習性とは、婦人団体として最も尊いものであると思われる。これを喪失して利用団体に復帰したり、政治宣伝の場になつたりしては、わが国の婦人は再び救われない奈落に沈むほか無いと考えられる。



婦人少年局に関する資料

—「婦人少年局十年の歩み」
の資料として—

婦人少年局年表

昭和二年	九月	労働省婦人少年局設置	昭和二年	三月	「婦人と年少者」創刊
昭和二年	九月	初代局長山川菊栄氏就任	昭和二年	三月	婦人少年室協助員制度の発足（訓令第三号）
昭和二年	三月	労働省婦人少年局地方職員室発足	昭和二年	三月	婦人少年室協助員第一回発令
昭和二年	五月	第一回婦人少年局職員研修会（於浴恩館）	昭和二年	三月	婦人少年室協助員第一回発令
昭和二年	五月	婦人少年問題審議會設置	昭和二年	六月	藤田局長退官
昭和二年	五月	第一回婦人少年問題審議會委員依嘱	昭和二年	八月	谷野せつ氏局長就任
昭和二年	六月	第一回婦人少年問題審議會總會開催	昭和二年	三月	婦人問題相談員設置
昭和二年	六月	第一回婦人少年問題審議會總會開催	昭和二年	三月	婦人少年室協助員五〇名増員（訓令第三号全文改正、労働省訓令第五号施行）
昭和二年	六月	婦人少年問題審議會令（政令第二一九号）制定	昭和二年	六月	婦人問題相談員第一回発令
昭和二年	六月	山川局長退官	昭和二年	二月	助員全国協議会開催
昭和二年	八月	藤田たき氏局長就任	昭和二年	二月	谷野局長国連婦人地位委員会委員当選
昭和二年	八月	婦人少年室設置（法律第二八一号、省令第一八号、一九号）	昭和二年	八月	労働省婦人少年局に庶務課新設（政令第二四五号）
昭和二年	八月	労働省婦人少年局地方職員室設置	昭和二年	八月	労働省婦人少年局に庶務課新設（政令第二四五号）

二、婦人労働課関係資料

一、主要啓発活動

昭和二三	男女同一賃金の原則の趣旨徹底に關する特別活動
二四	婦人の福祉増進運動 特別活動
二五	婦人の雇用機会拡大のための特別啓蒙運動 婦人の組合活動促進運動 事業付属寄宿舎生活の自治促進啓蒙活動
二六	働く婦人の一日講習会（働く婦人の権利と義務について） 働く婦人の職場施設改善運動 労働協約と婦人の地位向上促進運動
二七	婦人の職場意識をたかめる運動 働く婦人の一日講習会（市民意識と労働組合） 第一回婦人労働問題研究会議
二八	一婦人と賃金について—— 明るい寄宿舎生活のための運動 婦人の職業意識をたかめる運動 伸びゆく婦人の職業展 働く婦人の一日講習会（働く婦人に關係ある法律について） 第二回婦人労働問題研究会議
二九	働く婦人の衛生について—— 働く婦人の健康をたかめる運動

二、主要調查活動

(1)	婦人労働実態調査
昭和二三	女子官公庁女子職員に関する調査
二四	製糸工場の女子労働者に関する調査
二五	病院診療所の看護婦に関する調査
二六	幼稚女子労働実態調査
二七	電話交換取扱者の実態調査
二八	派出所看護婦の実情調査

(2) 母性保護・労働条件・雇用等に

	昭和二四	女子保護の実情(以下各年)
"	"	男女同一賃金の実情(")
"	二六	職場施設に関する調査
"	二七	女子の労働時間の実態調査
"	"	産前産後の休業に関する調査
"	"	紡績女子労働者の深夜業に関する調査
"	"	幹部職員の地位にある婦人の調査
"	"	女子の重量物取扱作業に関する実験調査(その一)
"	二八	(その二)
"	二九	産前産後の休業調査
"	"	未亡人等の雇用に関する調査(製造業)
"	"	繊維産業における福祉施設の調査
"	"	女子の重量物取扱作業に関する実験調査(その三)
"	三〇	未亡人等の雇用に関する調査(飲食店旅館)
"	"	(非製造業)

(3) 家内労働、内職に関する調査

昭和五	二六	二八	二九	三〇	〃
家内労働の実情	家内労働の実情	小規模機業における家族労働の実態調査	家庭内職の実情（東京都）	家庭内職の実情（大阪市）	（名古屋市）

◎家事サービス公共職業補導所

1、目的
就業に困難な未亡人等を対象として、信頼性あり、且つ有能な家政婦を育成することにより、未亡人等の就業の促進をはかる。

2、設置場所 東京、大阪

3、補導期間 定員

全科制 12か月補導、年間240人
単元制 11、12週間補導、年間240人

○人

4、補導内容
家政婦の心得、調理、繕いもの、裁縫、洗濯、住居・器具の手入、乳幼児の世話、病人の世話、応接

5、予算額

総額 七、二四三、〇〇〇円、補助
車(三分の一) 三、三八一、〇〇〇
円

一節当り平均 三、五七二、〇〇〇

◎内職公共職業補導所

1. 目的
家庭外で働くことの困難な未亡人、主婦、身体障害者、高齢者等を対象として、内職に関する諸般の援助を行ふ。

イ、内職に関する相談、斡旋と苦情

④ 内職に関する調査
 一、内職の把握と内職情報の提供
 二、内職に関する巡回指導
 4、予算額
 総額 二六、六四九、〇〇〇円、補助率（三分の一）八、八八三、〇〇〇円
 一 所当り平均 三、三三二、〇〇〇円、補助率（三分の一）一、一一一、〇〇〇円
 ⑤ 簡易家事サービス（公共職業補導所）
 一、目的
 農村における中学卒業者を主たる対象者として、都市の家庭に役立つ健康な家事使用人を育成し、あわせてその就業を促進する。
 2、設置果 秋田、山形、新潟、長野、鹿児島
 3、補導期間、定員

三、年少労働者の賃料

一、主要啓発活動

第三
三
二
第一回勸く年少者の保護運動
(毎年十一月一日〜十日)
第一回目標「証明書制度」
第三回勸く年少者の保護運動
目標「1、年少者の適職指導
2、保護法規の周知、3、安全上の配慮、4、衛生上の配慮、5、労働環境に関する配慮、6、健康増進上の配慮、7、教育的反省、8、慰安娛樂」
第三回勸く年少者の保護運動
目標「1、正しい選職、2、技能修得、3、技能者養成、

三二	工業における住込年少労働者の生活時間	三二	農村婦人生活実態調査
三二	年少者の離職状況調査	二七	売春婦並びにその相手方についての調査
三二	年少者の不当雇用慣行—中国四国篇—	二八	農村婦人の親許調査
		二八	農村婦人生活実態調査
		二八	風紀についての世論調査
		二八	赤線地域における売春問題実態調査
		二九	山村婦人生活実態調査
		二九	戦後新たに発生した集娼地域における売春実情調査
		三〇	漁村婦人生活実態調査
		三〇	婦人の地位についての調査
		三〇	婦人の社会的関心に関する世論調査
		三一	売春問題実態調査
		三一	主婦の家庭生活実態調査
		二五	労働者家族問題に関する調査
		二五	労働者家庭婦人の生活実態調査
		二六	大工場労働者家族の生活実態調査
		二六	労働者の主婦の意見調査
		二八	中小工場労働者家族の生活実態調査
		二九	下層労働者家族の生活実態調査
		二九	炭鉱労働者家族の生活実態調査
		三〇	労働者の不就業理由についての予備調査
		三一	労働者家族福祉活動事例調査
		三二	労働者家族問題実状調査
		三三	その他に各課発行の資料目録
昭和二三	新しい婦人の地位についての認識を深めるための啓蒙活動	三〇	第七回婦人週間
二四	第一回婦人週間	三〇	労働者家族の生活問題懇談会
二四	法制上の知識に関する婦人指導者講習会	三〇	農、山、漁村婦人の地位をたかめる運動
二五	第二回婦人週間	三一	売春防止特別活動
二五	法制上の知識に関する婦人指導者講習会	三一	婦人参政十周年記念行事
二五	主婦の地位をたかめる啓蒙活動	三一	第八回婦人週間
二六	第三回婦人週間	二六	農、山、漁村婦人の地位をたかめる運動
二六	労働者家族問題についての特別活動	二六	売春防止特別活動
二六	農村婦人の生活をたかめる特別活動	二八	第九回婦人週間
二七	第四回婦人週間	二九	労働者家族の生活問題研究会
二七	労働者家族の生活をたかめるための特別活動	二九	主要調査活動
二七	農村婦人の生活をたかめるための特別活動	二九	(1) 婦人問題に関する調査
二八	売春防止特別活動	二四	東京都女世帯生活実態調査
二八	国際婦人問題講演・講習会	二四	婦人の地位についての調査
二八	第五回婦人週間	二五	関東地方女世帯生活実態調査
二八	労働者家族の生活をたかめる	二五	封建性についての調査
		二六	農村婦人生活実態調査
		二六	全国女世帯生活実態調査
		二六	婦人の市民意識についての調査
			(2) 労働者家族問題に関する調査
			昭和二三
			労働者家族婦人の生活実態調査
			二六
			大工場労働者家族の生活実態調査
			二八
			労働者の主婦の意見調査
			二八
			中小工場労働者家族の生活実態調査
			二九
			下層労働者家族の生活実態調査
			二九
			炭鉱労働者家族の生活実態調査
			三〇
			労働者の不就業理由についての予備調査
			三一
			労働者家族福祉活動事例調査
			三二
			労働者家族問題実状調査
			三三
			その他に各課発行の資料目録

新紹
刊介

我妻東策著

協同農村への道

があります。紙数の関係で他日にゆずりました。(編集部)

日本農村の戦後の課題は、いかにして前近代的な農村を民主化するかということにあつた。それにはまず農村の協同化を進めなければならない。本書は農學博士であり、東京農業大学教授であり、多年農村に生活して、直接農民の中に身を置き、農村の協同化のために身をもつてあたられた著者が、農村の民主化、協同化の問題について、折にふれて執筆された論文や随想を集めたものである。著者がその「はしがき」で云われているように協同農村の建設は政治・経済・社会、技術、思想、文化など、多角的に推進する必要がある。本書もそのような観点から多角的に問題点が集められている。農村問題にたずさわる方々におすすめしたい。

おもな内容

- 第一 協同農村の建設
- 第二 協同農村の建設と選挙
- 第三 農業協同組合の問題点
- 第四 協同農村の建設と婦人、子供、老人の問題
- 第五 最近の農政問題
- 第六 農業の動き

二五	4、安全衛生、6 福祉厚生 第四回勤く年少者の保護運動 目標「1、適職指導、2、適正な労働時間、3、安全、健康な業務、4、技能養成と労働教育、5、健全な雇安と娯楽」	昭和二三	年少労働者就業制限業務に於ける調査（鉄道運輸） 衛生上有害物質を取扱ふ業務に於ける調査 街頭に勤く年少者 サービスに勤く年少者 都内に於ける納豆売の少年少女の実態調査 電球および真空管製造業に勤く年少者の余暇生活 同右労働条件、労働環境 小企業に勤く年少者 造船業に勤く年少者の余暇生活 同右労働条件、労働環境 炭鉱に勤く年少者 高等学校定時制課程生徒の健康調査 工業的事業に勤く年少者の身体的適性に関する調査 新聞配達をしてゐる年少者 衛生上有害な業務を含む事業場に勤く年少者 年少者の不当雇用慣行（東北篇） 夜間中学校に学びながら勤く年少者 非工業的事業に勤く年少者の身体的適性 年少労働災害調査（茨城篇） 小規模事業場実態調査 製造業の小規模事業場実態調査 年少者の不当雇用慣行（九州篇） 同右人 ― 関東甲信越篇 ―
二六	第五回勤く年少者の保護運動 目標「1、労働基準法の遵守の徹底、2、勤く年少者に働く機会を、3、レクリエーション活動の促進」	二六	二六
二七	第二回勤く年少少女の生活写真募集（青少年保護育成運動の一環行事として実施、毎年五月に募集し、十一月の保護運動期間中に入賞者を発表する。入賞者五〇名に労働大臣賞を授与し、例年の応募数約二、五〇〇篇）	二七	二七
二八	第六回勤く年少者の保護運動 目標「1、適正な労働時間、2、年少労働者に安全健康な職場を」	二八	二八
二九	第七回勤く年少者の保護運動 目標「1、技能の向上、2、余暇の利用」	二九	二九
三〇	第二回勤く年少少女の生活写真募集 第一回勤く年少者の生活写真募集（TLOアジア地域会議を記念して八月募集） 第八回勤く年少者の保護運動 目標「勤く年少者は働く喜びをもち、い、明るい職場環境と作業条件、ロ、正しい配置と教育訓練、ハ、楽しい職場雰囲気」	三〇	三〇
三一	第三回勤く年少少女の生活写真募集 両親または片親を欠く児童の身元保証制度の促進 昭和三年現在実施中のものは次のとおり 1、県市等の条例又は規則によるもの（二七都道府県（北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、奈良、神奈川、新潟、福井、長野、愛知、石川、岐阜、京都、大阪、広島、山口、高知、福岡、佐賀、鳥根、長崎、宮崎、鹿児島） 2、民間団体によるもの（岩手、宮城、秋田、山形、群馬、千葉、山梨、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、愛媛、熊本、大分） 青森のみ1、2、ともない。 三角定期券の実施促進 現在一都十一市に実施されている（札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市、鹿児島市） 第九回勤く年少者の保護運動 目標「勤く年少者の職業人と	三一	三〇
三二	第十回勤く年少者の保護運動 目標「地域社会の協力により年少労働者の保護福祉の向上をはかる」	三二	三二
三三	第五回勤く年少少女の生活写真募集 第六回勤く年少少女の生活写真募集 第二回勤く年少者の生活写真募集（八月）	三三	三三
三四	その他の年間啓発活動について 1、新規就職者を雇い入れる使用者と就職しようとする年少者に対する啓発活動 2、不当雇用をなくするための啓発活動 3、災害防止のための啓発活動 4、適切な労務管理の重要性に対する啓発活動 5、労働時間外の年少者指導についての啓発活動 6、労働基準法上の年少者保護規定についての啓発活動 7、年少者を雇い入れる際の証明書制度についての啓発活動 8、年少労働者の福祉をたかめる啓発活動 9、勤く年少者の知っておきたいこと、また心がまえについての啓発	三四	三三
三五	主要調査活動	三五	三三



婦人団体の概況

1. 組織状況

昭和三十一年の婦人少年局の調べによると、婦人の組織状況は単位婦人団体、三万五千、会員総数は一、二五七万となり、これに労組関係主婦会会員二五五万、労組婦人部一四七万を加えると、組織された婦人の数は一、三一九万となる。この数は一部重複加入があるとしても、全国婦人有権者総数二、六一八万の半ばに達する膨大なものである。

婦人団体の内容は多種多様で分類することが困難であるが、大別すれば、地域的婦人団体と有志婦人団体に分けることができる。その他、労組関係主婦会は労組と不離の関係の下に活動しているが、また婦人団体に近い活動も行っている。

一、地域的婦人団体

何らかの基本的な生活条件を共通にし、地域を基にして組織されている団体で、これには地域婦人団体、農協婦人団体、未亡人団体等があげられる。これら三団体は、概ね町村において単位団体が組織され、その上部団体として県連合会、更に全国協議会がある。以下はこれら団体の全国組織の状況である。

二、有志婦人団体

基本的な生活条件に関係なく、共通の目的のもとに地域の制限なしに組織されている、いわゆる文化団体で、全国組織のものには日本婦人有権者同盟、全国友の会、日本大学婦人協会、日本基督教女子青年会、日本基督教婦人矯風会、主婦連合会、婦人民主クラブ、日本婦人平和協会、その他がある。

三、労組関係主婦会

労組関係主婦会は、労働組合と密接な関係の下に、時に協同活動も行うが、又家族、特に主婦の生活上等の問題をとりあげている。その多くは、社宅等を中心に企業組合、又は労組地方支部を基として、主婦会の支部を作り、労組の組織に合せて全国組織を併せている。また

発足してから日も浅く、将来に待つべき点も多いが、主婦会をあげると次のとおりである。

○国鉄家族組合婦人家族補助組合

家族組合数 六七三

○日本炭鉱主婦協議会(略称炭婦協)

支部数 一一八

(註)日本炭鉱労働組合(略称炭労組)の主婦会

○全炭鉱主婦連合会(略称全炭婦連)

支部数 約八〇

(註)全石炭炭業労働組合(全労連)の主婦会

○全日通労働組合家族組合

組合数 三四〇

四、婦人団体会員数

これら団体の最近三年間の会員数は、次の表の通りであるが、年と共に増加の傾向がみられる。

2. 有志婦人団体

団体名	昭和29年	30年	31年
くらしの会	不詳	1,000	1,200
全国友の会	11,178	12,071	13,060
全日本婦人団体連合会	不詳	200,000	200,000
大学婦人協会	1,300	1,500	1,635
日本基督教女子青年会	13,000	12,000	15,000
日本基督教婦人矯風会	3,662	7,000	7,000
日本婦人平和協会	500	500	600
日本婦人有権者同盟	3,500	3,500	5,000
婦人民主クラブ	3,500	5,000	5,000
婦人問題研究会	不詳	2,000	3,000

(註) 会員数500以上を掲載(五十音順)

2. 活動状況

昭和三十一年における婦人団体の活動状況をみると、政治的、社会的、文化的、生活的な問題をとりあげて、幅の広い地帯にわたる運動を展開しており、また諸外国の婦人との交流は、近年とみに活発になつてきているが、三十一年には特にアジア諸地域との交流が目立っている。

昭和三十一年における主な活動を見るに、労組関係主婦会による活動は、三〇年に引続き、婦人矯風会はじめ三三の婦人団体労組婦人部等により構成されている。労組関係主婦会による活動は、三〇年に引続き、婦人矯風会はじめ三三の婦人団体労組婦人部等により構成されている。

各婦人団体についてのアンケートによると殆んど大部分の団体が、運営資金の不足に悩んでいる。その解決方法として、独自の催物をしたり、日用品の共同購入のマーケティング等を当てているところもあるが、会費の回収困難その他の事情で不足がちであり、事業計画との間にアンバランスが生じていることが少なくない。

二、資金

経済的な問題の克服が、組織運営上の大きな問題点であると思われる。

※(三三)下段よりつづ

状況を報告し問題を検討した。

二十日 最近、政党婦人部の婦人団体への働きかけが選挙運動、その他に関係があるものとして、いろいろの波紋を関係者の間に起こしているが、婦人問題研究所(所長藤田たき氏)では、東京新宿中村屋で評論家、婦人運動家など約二〇名を集めてこの問題について懇談会を行い、婦人団体の自主性の確立について話し合った。

二十三日 主婦連合会の三巻、春野西副会長ら代表七人は運輸省に中村運輸相を訪ね、私鉄の運賃値上げについて、値上げ反対の陳情書を手渡した。

婦人と年少者

の個別指導、陳情、冤罪対策審議会や関係官庁への働きかけ、一般啓蒙のための映画制作、街頭募金など活発な活動が行われたが、遂に第二四国会において、「売春防止法」が成立した。この画期的法律の実現は、婦人団体の長期にわたる統一活動が効を奏したものと見えよう。同促進委員会は、法成立後発展的に解消し、新たに「売春対策国民協議会」として売春問題解決のために、より広い活動を行うことを目標として発足した。

都議選職金支給反対並びに歳費値上げ反対運動は、地婦連、主婦連、有権者同盟、YWCA、日本婦人平和協会、大学婦人協会の六団体の協力により、世間の注目の下に進められた。都議への自衛的報告、抗議、監査請求、行政訴訟、手紙戦術、署名運動、衆議院地方行政委員会への陳情等、春より年末にわたり根強い運動が展開された。この運動は年内に解決に至らず三二年に持越されたが、世論喚起の大きな力となった。

3. 昭和三十一年にみられる傾向

婦人団体は、会員の生活に密着した問題をとりあげ、各団体の特色を生かした独自の事業をすすめており、また団体間の協力の下に行われた運動は、技術的にも無駄がなく、適切な方法がとられており、統一活動も円滑に行われて、そのまとまった力は、世論のいい手としての婦人団体の活動を、社会の人々に深く印象づけた。戦後一〇年を経て、婦人団体は其の独自性と自主性を漸く確立しはじめたとみることが出来る。

4. 今後の問題点

一、労組婦人との提携

近年、売春禁止、憲法擁護、家族制度復活反対、原水爆禁止等の運動の中で、婦人団体と労組婦人との提携がみられたが、まだ両者の交流は十分とはいえず、殊に末端において互に反撥しているという状況もみられる。二者はもとよりその性格を異にするものであるから、画一的な協力はむしろさけるべきだといえるが、日本の婦人運動をすすめてゆく上には、両者とも大きな役割をもつことを考えれば、上層部のみでなく、それぞれの

青少年のための運動としては、春頃より氾濫したいわゆる太陽族映画に対して、性的問題を興味本位に扱うことは、青少年に悪影響を及ぼすとして、各地の婦人団体より反対の声があがり、未成年者の入場禁止についての興行組合への申入れ、映倫への要望書提出、上映禁止等の運動が行われた。一方こうした気運をうけて、法制化の準備がすすめられてい

6.7月の婦人界の動き

△六月の婦人界の動き

一日、ヘレン・シニグワイツァー氏(79)はスイスのチューリッヒで死去。同氏はノーベル賞受賞者アルベルト・ミューアイツァー博士夫人で夫と共にアフリカで伝道と医療に従事してきた人である。

一日、原水爆禁止日本協議会の国民使節派遣対策委員会(会長福島要一氏)では、米英ソ三国に原水爆禁止を訴える国民使節の代表十一名を決定したが、婦人使節としては泉園子(婦人団体代表キリスト教矯風会役員)本多きみ(科学者代表、済生会大井診療所)の二氏がいる。

四日、社会党はさきに米國・ソ連へ視察使節団をおくる方針を決め準備をすすめていたが、訪米使節団第一陣として参議院議員藤原道子氏を派遣した。同氏は約三か月にわたって婦人団体、労組、農村の各代表と会話し、原水爆禁止、社会保障問題などについて懇談し更に中南米各国を回り移民問題について調査を行う予定。

七日、故羽仁もと子氏次女羽仁恵子氏(48)は故もと子氏の後を受けて自由学園園長に就任した。同氏は自由学園を卒業後オックスフォード大学で英文学を専攻、帰国後二五年間同学園で英文学を教えて来た人である。

十五日、米価値上げ反対について、全国地域婦人団体連絡協議会(理事長山崎しづり氏)では、香保町の伊香保会館で「全国地域婦人活動研究協議会」を開き、米価値上げを本意に、米価値上げ反対の陳情を行なった。また、米価値上げ反対の陳情を行なう。更に十五日には奥むめお会長、三巻秋子副会長らが第一議員会館に自民党臨時米価対策特別委員会委員長周東英雄氏を訪れ米価値上げ反対の陳情を行なった。

二十一日、毎日新聞社後援の第十二回女流画家協会展は六月十七日から二十七日まで上野美術館で行われているが、選挙の結果、次の受賞者が決定した。毎日新聞社賞岡田節子、日本航空賞江見絹子、下賞芥川紗織、R賞見玉佐規子の諸氏で、その他十二氏が会員推薦賞及び奨励賞に選ばれた。

五日、日本原水爆協会常任理事野々宮初枝氏(60)は原水爆実験反対運動を行うためオーストラリアのダーウィンに向って羽田を出発した。

五日、厚生省は「米価値上げ推進委員」として米価値上げ推進委員会委員長菅原通清氏外四名を決定したが、婦人としては専修大学教授田辺繁子氏が含まれている。

十六日、参議院議員最上英子氏(54)は第二次岸内閣の郵政政務次官に決定し、同日付で発令された。婦人の政務次官としては七人目であるが、郵政政務次官に婦人が就任したのは初めてである。

十七日、二十一日、婦人学級の運営を研究する東部地区婦人指導者会議が文部省並びに東京都教育委員会などの主催で、都下南多摩郡浅川町高尾山で開かれ、関東、甲信越地域の二十県から社会教育主事、婦人会長、婦人学級生徒など約百人が参加し、婦人学級の現況(三ノ下段・上段)について話し合った。

△七月の婦人界の動き

五日、日本原水爆協会常任理事野々宮初枝氏(60)は原水爆実験反対運動を行うためオーストラリアのダーウィンに向って羽田を出発した。

五日、厚生省は「米価値上げ推進委員」として米価値上げ推進委員会委員長菅原通清氏外四名を決定したが、婦人としては専修大学教授田辺繁子氏が含まれている。

十六日、参議院議員最上英子氏(54)は第二次岸内閣の郵政政務次官に決定し、同日付で発令された。婦人の政務次官としては七人目であるが、郵政政務次官に婦人が就任したのは初めてである。

十七日、二十一日、婦人学級の運営を研究する東部地区婦人指導者会議が文部省並びに東京都教育委員会などの主催で、都下南多摩郡浅川町高尾山で開かれ、関東、甲信越地域の二十県から社会教育主事、婦人会長、婦人学級生徒など約百人が参加し、婦人学級の現況(三ノ下段・上段)について話し合った。

女子の就業者数と完全失業者数 (1957年2月)

産業別	女子	男子	女子の就業者数と完全失業者数(1957年2月)		女子の就業者数と完全失業者数(1957年2月)
			就業者数	完全失業者数	
総数	1,592	2,475	39.1	+	89
自営業者	278	793	26.0	+	37
家族従業者	784	357	68.7	+	14
雇用者	528	1,324	28.5	+	36
農業	13	52	20.0	-	3
林業	1*	14	6.7	0.2	-
漁業及び水産養殖業	5*	60	7.7	1.0	±
鉱業	31	129	19.4	5.9	+
建設業	200	426	32.0	37.8	+
製造業	110	200	35.6	20.8	+
卸売、小売、金融、不動産業その他	24	183	11.6	4.5	+
運輸、通信、郵便、情報サービス業務	131	159	45.0	24.8	+
公務	13	101	11.4	2.5	-
完全失業者	27	34	44.3		+

〔註〕 1) *印の数字は特に誤差率が大から注意して使用すること。2) 統計表の数字はすべて調査結果であるから、総数と一致しない。

一人一か月平均現金給与総額 (1957年2月)

産業別	女子	男子	一人一か月平均現金給与総額(1957年2月)		男子の給与総額
			給与総額	平均給与	
総数	8,997	20,848	43.2		
鉱業	7,810	18,626	41.9		
製造業	8,121	20,638	39.3		
卸売及び小売業	9,041	19,880	45.5		
金融及び保険業	12,735	25,341	50.3		
不動産業	9,958	22,999	43.3		
運輸、通信、郵便、情報サービス業務	12,415	21,435	57.9		
建設業	7,143	15,408	46.4		

一労働省労働統計調査部調

婦人少年局ニュース

- 婦人少年局人事移動
八月一六日付発令(括弧内は旧所属)
(年少労働課長) 竹内 外之
職業安定局雇用安定課長を命ずる
(公共企業体等労働委員会事務局 東京支局長) 四方陽之助
年少労働課長を命ずる
九月二日発表
(婦人少年局庶務課) 安山 道子
秋田婦人少年室長を命ずる
(秋田婦人少年室長) 水沢 玲子
福島婦人少年室長を命ずる
(福島婦人少年室長) 築山 千鶴子
埼玉婦人少年室長を命ずる
(埼玉婦人少年室長) 中田 とく
山形婦人少年室長を命ずる
(山形婦人少年室長) 千葉 み江
(山形婦人少年室長) 石井 はた
茨城婦人少年室長を命ずる
(茨城婦人少年室長) 藤原 栄子
婦人少年局庶務課勤務を命ずる
(婦人少年局庶務課) 野口 敏子
千葉婦人少年室長を命ずる
(千葉婦人少年室長) 足立 喜美子
婦人少年局婦人課勤務を命ずる
(婦人少年局婦人課) 内藤 つね
神奈川婦人少年室長を命ずる
(神奈川婦人少年室長) 渡辺 カツ子
婦人少年局庶務課勤務を命ずる
(婦人少年局庶務課) 鈴木 栄子

昭和三十三年九月一日 印刷
昭和三十三年九月五日 発行

婦人少年局 第五卷第九号
通巻五〇号

編集人 定価 五十円 千四円
発行人 久米 愛子
印刷人 平林 たい子
印刷人 石井 完一

発行所 婦人少年協会
電話九段(33) 九五九七
電話九段(33) 九五九八
電話九段(33) 九五九九
電話九段(33) 九六〇〇

いつも
あなたの おそばに...

ポータブルラジオの決定版

NEC トランジスタラジオ

ラジオはトランジスタ時代…
トランジスタはNEC

- 真空管式とちがって故障がなく寿命は半永久的です
- 120円の電池で6カ月もきけます
- 音質音量とも大型に変わりません
- プリント配線で特性は均一です

NT-6 ¥17,000 NT-7 ¥23,000



日本電気株式会社
新日本電気株式会社

奥様の栄養クリーム

マダムジュジュ

お嬢様は ジュジュクリーム

思わずこぼれる幸福感。
●でも、奥様！お子様のご成長とは逆に、あなたご自身の若さを失ってしまっていないませんか。
●ご結婚後のお肌は、お若い方とはちがって、ハリとうるおいを保つ皮脂の分泌がへって、いやなシミ、小ジワの時期に入ります。
●ですから、マダムジュジュの玉子のリポイド精分が、どうしても必要なのです。

(一五〇円)

ホーラ、坊やもいんな元気

